

第14回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年3月25日（土） 14時00分

場所：WEST19 研修室A・B・C

委員長 2時を回りましたので始めてまいりたいと思いますけど、まだご出席の方がいらっしやいますよね？今日もいろいろと議事が多うございますので進めてまいりたいと思います。今日はF委員にご出席いただきまして、ありがとうございます。まずこの次第にしたがって行っていききたいと思いますけども14回の検討委員会になります。まず事務局からの報告をしていただきましょうか。

事務局(課長) 子どもの権利推進課長でございます。本日の席でございますが、前回ご意見がございまして起草ワーキングのメンバーの方に右側に座っていただいて、それから子ども委員の方はこちら側の方にまとまって座っていただいております。お手元の資料に基づいてお話し致しますが、まず皆さんのお手元に『子どもの権利条例市民プロジェクト』の『前文市民案』という紙、A4判の2枚ものがございますが、お配りしてございます。これは先日3月18日に、子どもの権利条例について活動されている、市民プロジェクトという市民団体が子どもたちを集めて前文発表会をされました。その時の子ども案につきまして後ろの方に付けてございます。子どもたちの意見ですね。前文に盛り込みたい内容の意見でございます。それからその後ろに付いていますのは、これは子どもの権利条例プロジェクトの大人の方たちの前文市民案という形で、これも両方付けてございます。これは市長に提出されたものでございます。ご覧になっていただきたいと思います。それから2つ目でございますが、先日、3月の14日に第1回の定例市議会が行われまして、その時の予算特別委員会の結果概要につきまして、これはA4判の紙、3枚ものがございますね。これもお配りしてございます。すいません、ちょっと印刷ミスで平成18年1月20日となっておりますが、3月14日の間違いでございます。主なものをご紹介しますと、自民党の勝木委員から、「子どもの権利条約というのは発展途上国や紛争地域を想定しての話で、札幌市の子どもを想定した条例づくりには相応しくないのではないだろうか」といったようなご意見がございました。これに対しては確かにそういう発展途上国や紛争地域の子どもたちが直面している生命に関わる危機から守られる権利というものも規定しておりますが、その他に子どもが社会性を身につけた大人に成長・発達するために保障されなければならない権利といったような、発展途上国ではない日本のような国においても必要な権利というものがたくさんございまして、そういうものも必要であると。そういう意味から考えますと札幌市の子どもにとって、成長・発達するための権利を行使するという

ことは大切なので、そういう権利の主体という表現を用いていきたいということをお答えしてございます。それからちょっと裏の方をめぐっていただきまして、2ページですが、同じ委員の方から、これは前回の、この前の代表質問でもやはりございましたが、権利侵害ということが重要であると、2つ目ですね。2段目の所ですが、権利侵害ということが重要であるとすれば、子どもの保護条例という名称でもいいのではないかとというご質問がございました。これにつきましては権利侵害を受けている子どもを救済するということは、確かに条例を制定する意義としては大きいだけけれども、最も大きな意義は子どもを含めまして、参加の権利、子どもの権利ですね。子どもの権利を行使することによって、子どもたち自身が自ら行使することによって自立した社会性のある大人に成長・発達するということがやはりこの条例を作る意義の中で非常に大きいものがあると。単なる権利侵害の救済だけではないということをお答えしてございます。従ってやはり保護条例ではなくて、子どもの権利条例ということを明らかにしていきたいとお答えしてございます。それから3段目ですね。従前から非常に議論の多い権利と義務ということで、やはりその権利という言葉だけ突出していいのかと。子どもは小さくても義務とか責任というものを並行して教えていかなくはいけないのではないかとというご質問がございました。これについては子どもの権利というのは自分の権利を主張するというだけでなく、自分の権利を尊重するのと同じように相手の権利も大切にしないといけないと。その両方を一緒に教えて、行われなければならないと。そういう権利と権利の調整の結果については、守っていく責任というようなものがあるというようなお答えをさせていただいております。それから3枚目で申しますと、これは民主党の三宅委員の方から特に性的少数者である子どもに対する差別について、中間答申書に取り上げていることを高く評価してございまして、このことについて質問がございました。これにつきましては性的少数者である子どもたちは少数であるが故に、差別や偏見の対象とされて自分の考えや生き方をありのままに表現することが難しく、学校や地域、時には家庭の中でも孤立して1人で悩んでいるという現状があります。多様な生き方を認め合い、子どもたちが自らの感性や考え方に基づいて、自分らしく生きるということが大切であって、差別や偏見についての相談や救済などの検討をしていくことが必要であるという答弁をしてございます。それから、男女の性別、役割、ジェンダーについて、この条例の中でどのように考えていくのかというご質問がございました。これに対しましては男の子だから、女の子だからという、こうしなければならないという決めつけるということは、子どもたち1人ひとりの個性や可能性を摘み取ることに繋がっていくと。したがって子どもたちには性別にとらわれることなく、自分らしく生き生きと成長・発達するという権利を

保障していかなければならないという答えをさせていただきます。それから4ページ目でございますが、共産党の坂本委員の方からは根本的な議論に戻るが、2段目でございますね、権利というものについての正しい認識、条例を制定する意義というのをどういう風に考えているのかという質問がございまして、子どもの権利条例を制定する意義としては、やがて大人に成長・発達していく子どもが権利を行使することによって自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち社会性を身につけた大人に成長・発達していくということ、そのことを保障していくということに子どもの権利条例の意義があるのだと。権利の救済も含めまして、広い意味で言うと札幌の子どもたち全体が、そういう自立した社会性を身につけた大人に成長・発達することを支援するということに意義があるということをお答えさせていただきます。それから市民ネットワークの坂議員の方からは子ども委員会の運営や現状についてどうなっているのかというご質問がございまして、これはこの後子ども委員会の委員長であるD委員長の方から、また経過についてご説明があると思います。それから5枚目ですが、中間答申が出されたのですが、これからこの検討委員会の検討委員が市民と意見交換する場を設けるといふことが必要ではないか、というご質問がございまして、これについてはそのことをこの検討委員会の皆さまにお伝えするとお答えさせていただきますが、これにつきましては私と事務局の方で、一応検討委員会と市民の意見交換会の案を作りましたので、後ほど紹介させていただきたいと思っております。それから中間答申書に対する市民意見でございますが、これはA3判の紙をお配りしてございますが、前回の委員会で203人の意見をご紹介しました。今回はさらに大人の意見が12人分ですね。それから子どもの意見が今回287件入っております。これは中間答申書を全小中学校の小学生、中学生全員に配布致しまして、そこから意見をいただいております。それが287件返ってきております。287件の内郵送の分もありまして、学校取りまとめの分が278件ですが、287件ここに入っております。合計299件の市民意見がここに書いてございますので、参考していただきたいと思います。ちなみに今までトータルでいいますと大人の意見は186人、子どもの意見は316人ということで、合計502件の市民意見を頂戴しております。それから先ほど申しました子ども委員会の開催報告につきまして、子ども委員会の委員長であるD委員長からご報告していただきたいと思います。

D委員 はい、子ども委員会の説明に移りたいと思います。これは3月17日に3回目の委員会を行いました。今のところ予定されているのは第4回から第5回まで4月に2回行われるという予定の感じで進んでいくはずで、3回目の委員会の内容というのは、この検討委員会で行った条例に盛り込みたいものについての項目出しというものが昨年のくれにあったと思うのですが、それを参

考に子どもの権利アンケートというものを作成しまして、その結果を踏まえながら子どもにとって大切な権利は何であるか？ということについて意見交換をしたということです。3回あるうちの1回目と2回目にグループに分かれて、私たち3人いますので3つのグループに分かれて、それぞれ討議をしたのですよ。討議については4つのテーマを設定しまして、その4つのテーマというのはユニセフの4つの権利と、E委員長の私案を踏まえて設定したものです。4つ、言っていきますね。まず1人ひとりが自分らしく生きるために必要なことは何であるかと。2つ目に成長していくために必要なことは何であるか。3つ目、子どもが安全で安心して健康に生きていくために必要なことは何であるか。そして最後に意見を表明したり参加したりするために必要なことは何だろうと。この4つのテーマについて話し合いました。1回では終わらないので、2回に分けてグループ討議を行いまして、3回目にまとめということでまた報告が入ると思います。第5回目にまとめをやるということで、あと子ども委員に宿題というものを出示まして、友だちや家族の方の意見を聞いたりしながら、さらに考えを深めていただきたいと思います。これもまた報告に出せると思います。議事概要というものがあると思いますので、それを見ていただければグループが3つありますのでどんなことを話したのかより詳細に知っていただけたらと思います。やってみてなのですからけれども、皆さん、おとなしくてあまり意見が出ないのかなと私は懸念していたのですが、そんなことはない、これを見ていただければわかると思うのですが、かなり活発に意見が出てきているわけです。中には私自身もうなずくところも数多くありまして、第3回目は非常にうまくいったと自分で評価しているのですが、第4回目が楽しみな状況であります。というのが私見でした。私の意見ではなく。

N委員 私はこの概要のAグループの所で司会をさせていただいたのですが、少し感想を言わせていただきますとうちのグループはちょっとクールな方が多いもので、なかなか活発というか、「ハイハイ」と言って意見を言う方が少なかったですけど、「どうだい？」と聞いてみると「うん、こうでこうで、こうだよ」というのをたくさん意見を出してくれたのでよかったと思うのですが、うちのグループの傾向として例えば一番最初で「自分らしく」と言いつつも「自分もちゃんと自制できるように」というか「我慢も辛抱も必要だと思う」みたいな、相手のことも考えつつ自分のことも考えるというようなことを考えている子が多かったです。以上です。

委員長 子ども委員会のこの議論が基本的権利のカタログの第3章の所に現実化していくわけですので、ますますの議論をよろしくお願い致します。いよいよこの議事に入ってまいりましょう。その議事の中にこの最終答申案の検討の前に、市民意見交換会の開催というのがございますので、ひとつどうぞよろしく。

事務局(課長) 皆さんのお手元に札幌市子どもの権利条例「市民意見交換会」という資料をお配りしてございます。後ろの方にカラフルなチラシを付けてございますけれども、一応事務局で計画致しましたのは再来週の4月16日の日曜日なのですが、1時半から2時間程度ですが、北区屯田に先日、屯田北児童会館という児童会館がオープン致しました。裏をちょっと見ていただきたいのですが、これは設計段階から子どもたちの建設委員会を作りまして、子どもたちの意見を採り入れて作っている児童会館なのですね。子どもの権利条例の子どもの参加の部分を先取りしてもう実施しているのですが、今後、実は館の運営についても子どもの運営委員会というものを作って、館の運営にも子どもたちの意見を採り入れていこうという試みをする館でもございます。この所で一応検討委員の方たちと、それから市民の方たちとの意見交換会をしてはどうかという案でございます。全体の流れと致しましては、前に戻っていただきまして、内容として最初にまず先日のフォーラムでR委員が作って下さったパワーポイントが大変よくできているものですから、これを用いて中間答申書の概要を30分程度で説明していただいて、それから現在条例案をこの委員会で検討していますが、これの骨格部分、現在進んでいる状況を簡単に説明して、それについてご質問をまず受けると。その後、40人程度を予定しているのですが、10人ぐらいずつの4グループに分かれまして、最低でも8人以上の検討委員の方に参加していただきたいと思っているのですが、各グループに2名ぐらいずつ入っていただいて、グループの中でディスカッションしていくのはどうかと考えました。テーマとしては先ほど申しましたように、この児童会館は子どもたちの意見を採り入れて造っているものですから、1つは参加意見表明についてというテーマですね。それからもう1つは権利侵害からの救済について。例えばどのようなことを子どもたちが救済として望んでいるのかなということ、テーマとして話すのはどうでしょうかということで考えております。一応意見交換ということはあまり人数が多くても、ちょっと意見交換ができないものですから、だいたい40名ぐらいと考えて案を作っていますが、いかがでございましょうか。

委員長 はい。この屯珍館ですね、新聞にも出ておりましたけれども。さあ、ここを会場にして意見交換会ということで、是非ともこういうのをもっとたくさん出来ればいいのですけれども、まずこれを成功させたいと思うのですけれども、8名の委員の方に出席して意見交換をしていただきたいと。こういうわけですね。是非参加していただきたいと思うのですが、8名でございまして。まず4月16日日曜日の午後でございまして、いかがでしょうか。

事務局(課長) 案的にこれはよろしいですかね？こういうような。

C委員 僕はとっても素晴らしいなと思っていて、こういう風に1回だけではなくて、

もう1回くらい出来ればいいのかと考えています。ちょっと質問なのですが、対象なのですね。市民意見交換会ですから、実は子どもとも僕は話をしたいなと思っているのです。今のお話ですと10名近くで4グループということで、グループディスカッションとなりますと大人と子どもが混じっている時にどうなのかな？というのがちょっと気になっておまして。1回であれば子どもも大人も混じらざるを得ないですけども、複数企画することが出来れば子ども対象が1回、大人対象が1回みたいなことが出来るのではないかなと思ったので、その辺はいかがでしょうかというのが1点で、もう1点は時間をもうちょっと長く出来ないでしょうか。プログラムの1の部分の報告。全体報告と質疑という所で、さっき30分と言いましたけれど説明するだけでも30分くらいかかる。

事務局(課長) 25分くらいですね。パワーポイントが25分ですから。

C委員 でしたよね。となればそこで質疑ということになると30分ではちょっと終わらなくて、実際には40分、50分近くなるかなと思うのですね。そうすると意見交換会が実質的に1時間出来るか出来ないかということなので、もうちょっと長く出来ないかなと思いました。これが2つ目です。以上2つ、いかがでしょうか。

G委員 今後の予定が他にあればそれを聞かせてもらいたいのと、要望としては是非各区でやってもらいたいなと思います。

事務局(課長) 実は最後に今後の検討委員会の予定を皆さんの次第の所に配っていますけれども、毎週のように今後ワーキングと、土日ですね、ワーキングと検討委員会の本体の委員会と、それからこの市民意見交換会とか、もう今の時点でも毎週入っています。来週、再来週の土曜日はワーキング、それからその次が市民意見交換会、その次の土曜日が検討委員会、その次の土曜日も検討委員会、ゴールデンウィークの初日ですね。29日まで入っています。けっこうびっちり入ってはいるのですが、検討委員の皆さまがそういう中を縫って多数ご参加していただけるというのであれば、またちょっと考えたいと思いますが、いかがでしょうかね。その辺も。

委員長 これはワーキンググループはこういう計画で今動いていますけども、ワーキンググループ以外の委員の方たちにも大いに動いていただけたらと思いますので。人材は豊富でございますので、是非具体化できるものであればよろしくお願ひしたいと思います。

事務局(課長) それであれば先ほどC委員がおっしゃったように、子どもたちだけ対象みたいなこともあっていいとは思いますが、ちょっと検討してみたいと思いますが。

委員長 今回は？

事務局(課長) 今回は多分両方が参加する形になるのではないかなと思います。ここは先ほど申しましたように子どもたちの建設委員会だとか、子ども運営委員会の子どもたちとかがいますので、そういう子どもたちを含めて、大人も子どもも含めてという形になると思うのですが。

委員長 この第1回は子ども、大人が別々というわけではないですけれどもやっていたくことにして、個別の交換会というのもちょっと考えていただければなと思います。それから確かにさっき言われたように時間の問題ですけども。

事務局(課長) ただこれ、検討委員の方たちが参加していただけないと意味がないものですから、それは大丈夫でございますよね？毎回10名近くの方は参加していただかなくてはいけないような形になると思いますけれども、その辺大丈夫でしょうか。

委員長 そこが大切な所でございます。16日、屯珍館に行ける方？R委員は大丈夫でございますね。パワーポイントをお持ちいただいて。その他先生方、いかがですか？私ね、当日札幌にいないのですよね。

事務局(課長) 副委員長、どちらかご参加していただけますか？

委員長 今のところ、両副委員長もオーケーと。特別なことがない限り出るということでございます。その上で、この時間の問題ですけども、これは後ろが3時半というのはあまり動かせないのですか？

事務局(課長) いえ、そんなことはないですよ。皆さんがよろしければ、別に。

委員長 4時ぐらいまであってもいいかもしれないですね。春ですし。

事務局(課長) ごめんなさい。そうですね。4時までと書いていますね。失礼しました。後ろの方に。

委員長 ご案内の方は4時までになっていますね。

事務局(課長) これは案段階ですので、まだ。配っているものではないので。

委員長 ちょっと混乱しておりますけれども、4時までで。

事務局(課長) 2時間半ですよ。

委員長 休みながら、ダラダラ4時までやらなければいけないというわけではなく、最大4時まで時間はあるということで考えていただければいいのではないのでしょうか。

事務局(課長) R委員、まずパワーポイントの内容を細かく中心的に詰めたいのですが、R委員とどなたか1、2名、相談できるメンバーの方。起草ワーキング以外の方ではどなた？J委員とI委員、いいですか。内容をあとで精査していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長 一応、人事が決まりましたので、よろしくお願い致します。この意見交換会のことはそういうことで、よろしくお願い致します。さていよいよ最終答申案の検討に入りますが、今日のこの委員会の位置付けと、今後の予定をまず確認

した上で議論していきたいと思います。まず3月4日に一度議論してございませぬ。あの時は5章、6章、7章をやったわけですけども、その時の議事録が会議結果報告書という形で出ております。こちらのこれです。こちらの方にもその議論を踏まえた形で、5章、6章、7章についていろいろ修正したり、解説文が書かれております。これを基に5章、6章、7章については起草ワーキングの方でもうちょっと具体的な最終案を起案するわけでありませぬけれども、あと問題は残された1章から4章までです。今日は1章、2章、4章をやりたいわけでありませぬ。なぜ3を飛ばすのかといいますと、3章というのは子どもの基本的権利ということで、大きな権利の柱が各章になっているわけですが、その所を今子どもの委員会の方で「こんな権利があったらいいな」ということを議論していただいておりますので、もうちょっと議論していただいて、それをワーキンググループの方にバックしていただきながら、第3章は詰めていきたいと思っておりますので、まだ子ども委員会の議論が途中だということで、この所はもうちょっとあとに議論したいと思っております。それで今後は、見てください、この次第の予定表を見ますと、今日は3月の25です。次回は4月22日、これは入っていたと思うんですけども、さらに4月29日、もうゴールデンウィークではないかとおっしゃるかもしれませんが、元々土曜日でございますから、これは元々休みだということであまり深く考えないで、29日も入れさせていただきました。と言いますのは最終的に5月の末であげなければいけないわけでありませぬ、そのためには4月22、29のあたりでほしい、今はこういう本当の骨子のようなものでありませぬけれども、これをもうちょっと文章化して解説を詳しく書いた、そういう草案といいたらいかがでしょうか、第1次草案ぐらいのあたりを作り上げて22、29で議論していただいて、それを基にしてさらにワーキンググループで5月に入って最終的な案を作り上げて、そして5月27日の最終の検討委員会にかけたい。こういう段取りになるものですから、どうしても4月の末にこういう風なタイトな予定になってしまいますけれども、お願いしたいのでございませぬ。そういうことですので、もう第4コーナーを回っているでございませぬ。と言うとちょっと早過ぎるかな。よろしく願い致します。それで今日は第1章、2章、4章でございませぬ。1章、2章、4章というのはどういうことかといいますと、1章は総則、2章は権利普及のこと。いわゆる広報とか啓蒙とか、そういう第2章です。そして第3章は基本的な権利。これはもうちょっとあとでということにして、第4章がその基本的な権利を基にして、生活の場における権利保障というのでより具体的に、権利保障していくのが第4章です。今日はこの第4章にかなり時間がかかると思っておりますので、何とか4章を仕上げたいと思うわけでございます。それであと前文が残っているのではないかと思いますけれども、今、前文もいろいろな所から案

が出たりしておりますので、前文は全体が出来てからあとで考えようということで、後回しでございます。ということで第1章から、皆さん、ご覧下さい。よろしいですか。2ページをご覧下さい。第1章です。私が一番最初にたたき台を作った委員長私案の所には、1章、2章はまだなかったのです。総則とか、広報・啓発についてはそんなに議論がないだろうと思って、後回しにしているうちに白紙のままの状態まで今日を迎えてしまったのですけども。委員長私案はなかったですが、この間ワーキンググループで議論致しまして、これも全国のいろいろな条例が出来ております。それなども参考にして、我々としてはこんなような中身にしてはどうかということで、まず総則はこの条例の目的・定義、いろいろな言葉のですね、これを書いているのが多いわけなのですけれども、なぜこの条例を作るかという目的については、こんなのにするのはどうでしょうか。『この条例は、すべての子どもたちが、自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう子どもの権利を保障することを目的とします』。これは多分お手元に一番最初に事務局から配られております、全国各地の条例などから見ますと、長いのもあります。たくさん書いてある条例もありますし、そうでないのもいろいろあるのですけれども、どちらかというとな短めのこの目的なのですけれども、これについての議論については右側の方について簡単に書いてあるのですけれども。『他都市の条例の「目的」をみると、「子どもの権利の保障を図る」ことを目的とするものと、「子どもの権利の保障」を通じて、究極的に「まちづくり」や「子どもの最善の利益」の確保などを目的とするものがある』とこういうものがあるわけなのですけれども、多くは子どもの権利保障を図るといふタイプが多いように見受けられます。それでワーキンググループでは、権利保障をするというのは当たり前すぎて面白くないではないかと。だからもうちょっとここに書いてありますように、条例の目的をちょっと札幌らしく考えてみてはどうかという議論になりまして、それでまちづくりなんていうのも目的に入れたらどうだという議論にもなったのですけれども、そうするとまちづくり条例と間違われるのではないかといろいろありまして、我々の今回作る条例の一番の眼目はやはりまだまだ現実には十分に行き届いていない、子どもの権利を保障するというを明らかにするという、ダラダラ書かないでそれ1つで絞った方がいいのではないかとということで、こういう文章にしてみました。目的でございます。いかがでしょうか。ちょっとご意見を。どうでしょうかね。R委員、いかがですか。

R 委員 そうですね。『自らの意思で』というのはとてもいいなと思って見ていました。自らの意思で成長・発達していけるということと、伸び伸びと成長・発達していけるということのつながりを、私はここでずっと文字を見ながら考えていて、まだ考えはまとまっていないのですが、自らの意思でという意味を持って

成長・発達していけるというのは、とても素晴らしいと思って今読ませていただきました。以上です。

委員長 その他いかがですか。これまたいろんな所の条例を見比べてしまうと、頭の中がもうグチャグチャになってしまっていて、いろんなことを盛り込もうと思えば盛り込めるのですが、我々の条例ということ考えた時にはどうでしょうかね。あんまりたくさん書けばいいというものでもないだろうと。ちなみに川崎などはよく例に出されますが、『この条例は子どもの権利にかかる市などの責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち学ぶ施設、及び地域における子どもの権利の保障などについて定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする』と、こんな風になっているわけですが、これは自分たちの条例のあとに控えているいろんな項目をただ先に並べて、そういうことを定めることによって保障を図るといふ、そういう文章になっているわけなのですが、それとは変えてみたわけでございますね。M 委員、いかがですか。どうぞ、自由にご意見を。一番最初の条文ですから、これはやっぱり。

M 委員 とてもスッキリしていて、簡潔で、『自らの意思で伸び伸びと』という風に入っているのが、とてもいいと思いました。

委員長 はい、ありがとうございます。どうぞご遠慮なさらずに。

K 委員 起草の委員からですけど、目的とその後がずっと連なっていると思うので、ずっと続けて少し議論を進めた方がいいかなと思いました。以上です。

委員長 これでいいかどうかというのは、確かにその後の中身が決まらないといいも悪いもないのかもしれませんが、今のところ、こういうシンプルなものでということにして、3章、4章あたりを議論して、最後にまたここに戻ってまいりましょう。それで次はこの条例の中で用いられる言葉の定義でございますね。これをやっぱりはっきりさせておかないと条例全体が混乱してしまいますので、これもだいたい普通定番になっております。それでいくつの言葉を、どのような言葉を定義するかということで、まず子どもとは何かということで、こうしてみました。『市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者。その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう』と。ここは意外と、議論になってしまっていて。この解説の所をご覧ください。子どもの定義については例えば市内に在住している人、通勤者、通学者を想定して、『市に関係のある18歳未満の者』としたわけです。市に関係がある、通勤してくる。江別市から通勤してくる人、北広島から通勤してくる人、通勤・通学ですね。札幌周辺から通学してくる子どもたちも対象にしなければいけないということで、そういう含みでこの『市に関係のある』という言葉。これ、他の条例などでもいくつかこういうような『関係のある』という言葉を使って広く対象に

しているのですけども、それが『関係のある』という意味でございます。それから『その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者』という、ここは18歳になっても高校3年生に在学しているようなことを考えますと、18歳の高校生についてもやはり配慮するべきではないかということで、17歳までの子どもと『等しく権利を認めることが適当と認められる者』というのは、18歳の高校生のことを意識して。そうしませんと、出来るだけここで子どもというのを広くとっておいた方がいいのではないかということで、こういう表現を。これもいくつかの条例を参考にしながら考えてみたのですけどもね。これが子どもの定義であります。それからその後この条例の中には育ち学ぶ施設という言葉が出てくるのですよ。この育ち学ぶ施設というのは『児童福祉法、学校教育法に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊びまたは学ぶ施設のことをいう』と。どういう趣旨かという、右側をご覧くださいね。育ち学ぶ施設といった時、どの範囲まで広げたらいいのかということ、これまた議論になりましてね。例えば児童福祉法、学校教育法に定める施設としてはここに書いてあるような施設があるわけですよ。その他、子どもが育ち、遊び学ぶ施設として次のようなものもあることはあるのですね。これらを全部言い表せる言葉というのではないかと考えて、悩んだわけですよ。それで法律としては、全部法律を挙げていったらどこかには引っかかるでしょうが、そんな条例というのもつまらないなと思って、『児童福祉法、学校教育法に定める学校等のほか』、ほかに右の解説の『上記のほか、育ち、遊びまたは学ぶ施設として考えられるもの』と書いてある所は、『子どもたちが育ち、遊びまたは学ぶ施設のことをいう』という、こんな風に包括的に言う以外にないのかなと。具体的に書きにくいなということで、この『育ち学ぶ施設』の定義をこのようにしてみました。それから『育ち学ぶ施設設置管理者』という、これも『育ち学ぶ施設の設置、管理、または運営を行う者をいう』と。これは設置管理者ですから、この程度でいいのかなという感じですね。それから『子どもの育ちや成長に関わる大人』という言葉も出てくるのですけども、『本条例でいう子どもの育ちや成長に関わる大人とは、育ち学ぶ施設に勤務する者及び市が行う子ども施策に携わる者をいう』と。これは説明がないですね、議論しなかったというわけではないけれども、当然のように。

事務局(課長) 委員長、ここですね、これはあとで子どもの育ちや成長に関わる大人への支援という章を設けることになるのですが、その時中間答申書の中で述べている『子どもの育ちや成長に関わる大人』の代表的な例というのは、親と先生なのですよね。親と先生は例えば親が苦しんでいるから、そこを支援していかなくてはいけないとか、それから先生も非常に長期休業されている方が多いから救っていかなくてはいけないとか、そういう所がメインになっているのですが、

ここの定義は親の部分が入っていないのですよね。育ち学ぶ施設に勤務する者という中には先生が入っているのですが、親の部分がちょっと抜けちゃっているのですよね。だからそれはこの中に定義しないとダメかもしれないと思うのですが。

それともう1つ、中間答申の内容では親と先生が非常に精神的にもいろいろなストレスが多いということで支援していかなくてはいけないということがあるのですが、それともう1つ、例えば地域で活動されている方たちがいらっしゃいますよね。例えば青少年育成員の方だとか、民生委員の方だとか、いろいろなボランティアで活動している方など、いろんな方がいらっしゃるのですが、その方たちもこの中に含めて考えていかないと、あとでここの章の条文を作る時にそれも抜けてしまいますね。だからその親の部分と、それから地域で活動する人の部分をこの定義の中に含めないとダメだと思います。

委員長 そうだね。民生委員とかは市が行う子ども施策に関わる人に入ってくるのかな？

事務局(課長) 委員長、Q委員がお書きになった時に子ども施策に携わる者というのは、何を意味して書かれているのでしょうかね。

Q 委員 これは起草ワーキングの3月22の所に説明で書かせていただいたのですが、第4章第3項につながるよということ、そういうことをイメージしていたのですよね。今、ちょっと課長がおっしゃられた保護者のことはすっかり抜けているなというのは、すいません、今、思いました。ということで第3章第4項をイメージしております。

事務局(課長) この条文の市が行う子ども施策に携わる者というのは、例えば青少年育成員の方とかそういうことを想定して書かれているのですか？

Q 委員 これはこの間もちょっと触れさせていただいたのですが、これでいろいろ施策を行っていますよね。それに関わる人たちをイメージしていました。

事務局(課長) それに関わる方というのは、子ども未来プランの中に入っているいろんな事業に関わる人という意味ですか？

Q 委員 そうですね、例えば子育て支援とかでいろいろ書いてあったのですが、こういう人たちをどう包括的に書こうかといった時に、子ども施策に関わる人という一言で説明したのです。

事務局(課長) 非常に広い意味で書いたということですね。

Q 委員 僕はいつも子どもも広い意味で捉えようとしていたのですが、はじめは広い意味で書いています。

委員長 だからこれはちょっと表現の仕方を考えましょう。育ちや成長に関わる大人だから、親、保護者、それからそういう施設に勤務する人を含めて、全体が入るような表現というのはそんなに難しくはないでしょう。

B 委員 素朴な質問ですけど、その前の所で『育ち学ぶ施設』、『育ち学ぶ施設設置管理者』と来て、5の所で育ち学びに関わる大人と来るのかなと思ったら、そこは『育ちや成長』という風に。あえて学びに関わるを落としたのは、その5の所だけ。『育ち学ぶ』『育ち学び』と来たのが、5の所では『育ちや成長』に変えたのは。いえ、何か育ちと成長は似ているかなと思ったので。『育ち学ぶ』とかで来たら、育ちや学びに関わる先生も意識しているのであればどうなのかしらと思ったのですが。

事務局(課長) 『育ち学ぶ施設』という表現は川崎の表現なのですよね。それでいろいろ調べてみましたら、川崎の構成というのは家庭と、育ち学ぶ施設と地域という構成で全部くくっているのですよ。その育ち学ぶ施設というのは多分川崎の場合は、学校だとか保育園だとか割りとその所に限定的にしているのですね。さっき、うちの場合それよりもっと広く、先ほど例えば社会教育施設だとか、それからうちの場合はさっき2ページの所で公的医療機関の病院ですとか、それから公園だとかそういったものを全部含めて書いていましたよね。もうちょっと限定的に実は川崎というのは書いていますよね。従ってその『育ち学ぶ施設』の所は規定上もそういう学校とか、保育園の規定に割りと限定的に書いているのですね。多分その所が一番子どもの中でも重点なので、その所に割り絞って書いているのだと思うのですよ。ただ、この5の子どもの育ちや成長に関わる大人という所は、実は他都市ではあんまりないのですね。この所というのは、ここを書けば、ここは札幌の特徴になってくる所なのかなと思っているのですけれども。B先生、昔からこのことを言っている時に、やっぱり親とか、そういう先生ですとかもうちょっと広いところで考えてられましたよね。だからやっぱりその前の育ち学ぶ施設の所と、育ちや成長に関わる人というものの範囲は、後ろの方が広いのではないかと私は思っていますけどね。

Q 委員 それと多分今、B委員がおっしゃられた4号と5号の何で『育ち学び』が、『子どもの育ちや成長に関わる』に変わっているかということですけど、最初僕はレポートをあげさせていただいた時は子ども施設と書いていたのですよ。つまり4号は子ども施設設置管理者と書いたのですよね。その子ども施設という言葉も、育ち学ぶ施設に変えたのですよね。そういう言葉のことからちょっとねじれが起こっていて、この辺はあまり議論せず、2章に入ってしまったのですよ。そういう経緯がありました。

K 委員 ちょっと指摘ですけど、4章の中身の大人たちを議論して、ここに戻った方がいいような気がします。

R 委員 起草ワーキングの中で、子どもの育ちや成長に関わる大人という定義は、その先の章も踏まえておられると思うので、私の今の考えは当たっているかどうか

かは分からないですけども、育ちや成長に関わる大人としてはやはり保護者と、それからそういう施設の職員と、もう1つは自主的にボランティア活動とか市民活動で、子どもの育ちや成長に自主的に関わっている方たちもいると思うのですね。その自主的に関わっている方というのが地域なのか、それともそういう活動をされているという押さえなのか分からないですけども、子どもを取り巻く大人という感覚が自分の中にはあります。ここに書いている文章では非常に限定的なので、ここの所はもう少し保護者や地域や、自分たちから子どもに関わろうとして活動されている方、すべてが入る内容に変えていただければと思います。

委員長 最初の方は育ち学ぶ施設、施設を形容する育ち学ぶ施設で、施設との関連で育ち学ぶとなったわけですけども、5番目の大人の方は育ちや成長に関わるということで、当然学びに関わる人も含まれるわけですね。あまり深く議論しなかったけども。そんな感覚で。だから成長に関わる大人の中に、もうちょっと広く保護者とか書かなければいけませんね。

H 委員 ただ大人はどんな人でも必ず子どもの成長に関わっているのではないかと。逆の発想でいえば。子どもに関わらない大人ってどんな人だろという話になるので、広げる時の広げ方というのがあるのかなという気がするのです。大人社会が結局子どもには何だかんだ関わっているの、地域とか保護者とかだけでなく、大人である限り必ず子どもに関わっているということが大事なのではないかなという気がします。

委員長 ここは後ろの方との関連で、子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援。支援をする大人たちの所の関連でここは先に書いたわけですよ。しかし子どもの育ちや成長に関わる大人って、これ以上の説明はしない方がいいのではないかね。定義なんて書こうとするからややこしいことになるのでね。やめよう。あまりにも、今、H先生の意見のように確かに我々大人は子どもに関わっているのだから。

O 副委員長 結論が出そうなところで、ちょっと整理をする意味で、促進する意味で発言したいんですけども、先ほど課長の方から家庭とか、そういう親という言葉が出たんですけども、どうして家庭という言葉とか、親という言葉にこだわるかという、子どもの側から言えば成長の最初に身を置く場所、それから長期に渡って影響を受ける場所という考え方があるために、その言葉がどうしても外せなくなっていくというプロセスがあるんですけども、平成11年ぐらいから社会全体が家庭というものにあまりウェイトを置かなくなっているわけです。ウェイトを置かないというのは無視しているのではなくて、それほど思っているほど家庭というものが、子どもの成長を運命付けるものではないという認識をし始めているので、この問題を少し整理した方がいいのではないかなと思います。

す。もう1つ、施策に関わる者という書き方。ここの部分をやめるという話になっているのですけれども、基本的には子どもに影響していく、影響の仕方が意図的であるか、間接的であるか、組織的であるかという3つの方向があるものですから、第4章はそこは書き分けておかないと非常に素人的な思惑が入り込むということがあるので、それを避けるということが今の時点では最大必要になっているのではないかなと思います。

委員長 あとで4章を見ますけども、この子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援の所では何を入れ込んでいるかという、施設を念頭に置いて、その職員が余裕をもって子どもとかかわれるように環境を整えろとか、職員が学習できるように援助するとか、この大人たちというのは施設で働く人しか念頭に置いてなかったのです。先にその4章の方を考えたものだからね。例えば保護者とか何とかというのは、本当は家庭の中での権利とか、そちらの方に関わってくるので、例えば市は子育てをもっと楽しく夢のあるものにするためにとか、子どもとともに親も育つように市は支援するという形で、親の点については考えてはいるのですがね。確かにこれだけ見ても仕方がないので、そんな問題点がこの後の章との関係で出てくることを考えながら、4章の方へ進んでいきたいと思いますので。

D 委員 その定義で1つだけ。その定義で一番最初の「子ども」というのがありますよね。『その他これらと等しく云々』と書いてあるのですが、さっき18歳の高校3年生について言及されましたよね。それだけでは足りないと思うのですよ。定時制の高校って確か4年間あると思うのです。高等専門学校って5年間あると思うのですよ。だからその点もちょっと気づいていただければと。

委員長 これは例えば定時制や何かで二十歳を超えてしまっているぐらいに、年齢の大きい学生さんがいた場合本条例の対象になるのでしょうか、やはり。対象になるとしなくてはおかしいですよ、どうですか。

C 委員 なると思うのですね。起草ワーキングで議論したのは、この子どもの定義は18歳未満という、最終的にはそういうことで落ち着けているのですけれども、二十歳未満はどうだろうかという議論もしたのです。世界的には18歳で選挙権を持つから、選挙権のない子どもということで18歳未満の子どもの権利条約というのが、世界的な動きだと思うのですね。それに対して日本は二十歳が選挙権なので、実際子どもの権利条約・条約で18歳未満を子どもという風にすると、18歳、19歳が狭間で落ち込んでしまうと。そこをどうにかフォローできないかということで、結局少し曖昧な表現になっているかもしれないのですけれども、それに相当するというような表現になっているのですね。ですからDさんがおっしゃったように定時制のことを考えていけば、実際には19、20、21ぐらいも同じ所に所属していればだいたい該当するのではないかなと僕は考えていま

す。

委員長 　だから、法律の条文としてはこういう曖昧な条文は絶対ならないですよ。主体の範囲が相応しいと認められる人たちというのはあまりない。これは条例ならではなのかな。例えば多治見市なんかは『ただしこれらの人と同等に子どもの権利を持つことが相応しいと認められる人』というような言い方ですからね。でも1つ理念として、そういう人たちも対象なんだと高く掲げることは意味がある。年齢だけでは決まらないのだよということだよ。

O 副委員長 　C先生の説明の中で定時制の場合で、正規に入学していけば19、20、あるいは21というところまで所属しているということですが、18歳を過ぎたら定時制の高校生を生徒と呼ばないで大人と呼んでいるのか、現実の社会の中で、そういう実際に法的な基準があるのだけれども、実際には同じ場所に所属していれば生徒なら生徒、学生なら学生、あるいは児童なら児童と、そういう風な呼び方を変えて生活している、この日本の現実というものを法的に処理する場合は慣行的な呼び方があるので、それは準ずるものというのでしょうか？それとも法に合わせて年齢が越えたら、急にいつから生徒をやめて大人と呼ぶのでしょうか？この辺はどういう風に議論するのですか、法律的には。

K 委員 　一般でどうかというのは分からないのですが、やっぱり目的との関係、何のためにこれを作るのかということとの関係がやっぱり議論としては不可欠で、子どもの権利を保障するという趣旨との関係でどこまで広げるのか、どこで切るのかという議論になるのだと思うのです。その観点からしたら、Cさんのさっきの意見と私は同じですし、検討委員会での議論も起草ワーキングでの議論もそういう趣旨で、この表現にまとまったという認識をしています。

委員長 　二十歳を超えている人が在学していた場合、その人にも条例に書かれている権利保障は及ぶのであります。それも当然。例えばあとの方で、細かい方で書いてありますけれども、子どもに対して不利益な処分をする時には子どもの意見を聞けと。こういうのは18歳でなくても、その学校にいて退学処分といった時には「あんた、二十歳だから関係ないよ」というわけにはいかないわけですね。そういう意味で広いわけですね。

H 委員 　私たち児童養護施設などの場合は手続論が厳しいものですから、最大二十歳までと。定時制に行っている子もそうですけど、措置延長願いというのを出して、19になったけど定時制に行っているのという話もあるのですが、これは21になっても措置の範囲内かというところとちょっと違うと思うのですよね。だからその辺、どうなのでしょう。きちんとやっぱりある程度二十歳ぐらいでラインを引いておいた方が、僕はいいのかなと思うのですが。そこの線引きってどうでしょうね。

K 委員 　児童福祉法との関係がどうしても出てくるので、そこの関係で法律的な措

置という概念がやっぱり出てきてしまって枠をはめざるを得ないですけども、ここはもっと広く子どもの権利を保障していく観点から自治体なり、市としてどういう取り組みが必要かという観点なので整合するかなと思うのですね。

委員長 措置の場合とはまたちょっと違いますよね。

K 委員 二十歳を超えたから対象外だとしなくても問題はないと思いますが、どうでしょう。

委員長 ほかでは18歳未満という年齢だけで切りますが、奈井江とかいくつかの所があったりするのですけどもね。どうですか、先ほどの相応しい人の範囲はもっと定時制とかの、高校3年だけではなくてそういう人たちも念頭に置いてくれるという指摘は。解説の中にももちろん盛り込みましょう。

H 委員 この定義のままで解釈していったって大丈夫ではないかなと。

委員長 そうしましょう。あとでまた総則の定義の方に戻ってこなければいけない感じになりますので、先へ進みましょう。権利普及の所ですよ、第2章。とにかくこうやって我々が作り始めて1年を経過してもなかなか、まだまだ条例、条約、子どもの権利に関する理解というのは話も十分なものとなつてはおりません。ですからこの条例が出来てから後もずっと権利普及、要するにみんなで子どもの権利を学ぼうということを買って行かなければいけないのですけども、それで1つは札幌市子どもの権利の日という記念日を設けて学校は休みにならないのでしょうか、そういう記念日を設ける。これはどこの自治体でもやっているわけなのですけどもね。月間でやったらどうかなんて、私も考えてみたのですけども、何で月はダメだったのでしょうか？やっぱり、条例の誕生日ということをはっきりさせた方がいいだろうと。月でやってしまつては何となくいつ生まれたかぼやけてしまうので、何月何日というのを記念日とする、メリハリを付けようと。では、いったいいつを誕生日にするのかと。まだ生まれてもいないのに、誕生日を検討しているわけなのですけども。それがいろいろとあるですよ、施行日がいいだとか、議決された日がいいだとかね。それはもうちょっと具体的になってから、その日を決めようということで、とにかく誕生日に相応しい日を決めて、誕生日にするという。その前後を普及というか推進の月間としていろいろな活動をするということにしたいのですけど、この点についてはよろしいでしょうね。誕生日を作るということですね。あとは要するに一生懸命そういう普及活動をしなくてはいけないということですけども、それでいろいろ考えてみまして、委員長私案ではこの左側の『学校では云々』となつたのですけども、これだと学校でこういうようなことを何かやらなければいけないみたいになってしまうと、いろいろと誤解する人がいるだろうということでちょっとぼやけてしまうかもしれませんけれど、例えば『市

は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます』ということから第2項として『市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう』市は『支援します』という。要するにそういう活動をする大人たちというか、家庭、地域、施設、そういう教育学習が行われる場合には市が支援しますという形にして。それから第3項として今度は市は子ども自身が学ぼうとする時にも支援するのだというような形でいいのではないかと。そして具体的にどんなことが出来るかという、右側の所に書いてあるのですけどもね。具体的なそういう広報、啓発の手段というのは、いろいろ知恵を出せばいろいろなバリエーションがあるので、あまりそれを具体的に書き込むというのは出来ないし、相応しくないのではないかとということで、この程度の条文でどうかなと思うのですけどもね。いかがでしょうか。これ、市がやるものをもうちょっと具体的に書いた方がいいですかね？

C 委員 ここは僕がけっこう最後までこだわった部分があったかと思うのですが、いわゆる市民活動への支援というのを是非書き込んでもらいたいということを書いたのですよね。それを4項目目に入れるのか、あるいは頭の方に入れるのかは別として、例えば『市は市民活動と連携し』というような言い方をして、『子どもの権利についての学習というのを支援します』という、そういう話をしたはずですけど。

委員長 これ、違うわ。第1項の方だ。1項のね。『市は、子どもの権利について、市民の活動と連携し、さまざまな方法を通じて普及に努めます』という。これを入れようと言っていたのだよね。

C 委員 その所が抜けている。

委員長 だから市が普及に努める時には、そういういろんな市民活動をやっている方たちと連携してということを書き込もうという、これはCさんの強い発案だったのですけどね。だからちょっとこれが抜けていますので、それを言葉としては『権利について』。だからこれは『市は子どもの権利の保障に努める市民の活動と連携して、子どもの権利についてさまざまな方法を通じて普及に努める』というようなところかな。単に市民の活動と連携してということでもいいかな？連携するのだから、子どもの権利についていろいろやっている方との連携しかイメージできないけどね。あまりくどくなるのはいけませんから、『市民の活動と連携し』か。だから『市は、子どもの権利について、市民の活動と連携し、さまざまな方法を通じて普及に努める』という。この『連携し』というのを入れたいというのですが、どうでしょうか。皆さん、ご意見。これはCさん、これをいれないと何か不安でございませうか。

C 委員 起草ワーキングの時にも言いましたけれども、川崎が8条で市民活動への支援

ということで積極的に、行政がやるだけではなくて市民の力を引っ張り出していくというか、そこに関わっていくということを8条という1つの条で書いていますから、そういうことをやっぱりやるべきだろうと、札幌市もね。そういう意味である時に主張して、そして『市民活動と連携し』というような文章がこの1項に入るのであればオーケーだけれども、それがなければ僕としてはちょっと納得できないという話をしたわけです。

委員長 なるほど、そういう含みでしたね。どうですかね？」さん、いかがですか。ここは普及だからどんどんいろんなことをやってもらわなければいけないところなのですが、書き込むとしたら。

J 委員 私はCさんのおっしゃる文言として入れるということはちょっと考えていなかったのですが、『さまざまな方法を通じて』という中にそういうことも含めて、入るのかなと思っていたので、すごく強調して、川崎の市民活動への支援等という所も強調していらっしゃるあたりがもう少し分からせてほしいなというか、そういう感じがします。

委員長 支援するということは2項の所に入るわけだけれども、要するに『連携して』ということ、ここにやっぱり意味を持たせたいのですか。やはり、市だけがこうだということではなくて、もうちょっと市民と一緒にってというようなことをはっきりさせたいということがね。入れてダメというほどのことではない。ますます趣旨は明確になるから。だから『市は子どもの権利について、市民の活動と連携して、さまざまな方法を通じて普及に努めます』と。こういう趣旨にしたいという。特に問題はないかなと思うのですが、どうでしょうね。いいですか？今日で確定してしまうわけではありませぬので、1つそういうことで先に進みましょう。

M 委員 『市は、家庭、子ども施設、地域において』とあるのですが、先ほど子ども施設という表現ではなくて、育ち学ぶという風に言っていたように思ったのですが。

委員長 そうですね。これはそうしましょう。ついつい短い言葉の方になびいてしまって、すいませんでした。それで、問題は4章からですよ。これがけっこう考えれば考えるほど難物でございましてね。では、10分間、休憩致しましょうか。

(10分休憩)

委員長 さあ、進めましょうか。いよいよ権利のリストというか目録になるわけですが、もう一度確認致しますと第3章で子どもの基本的な権利というものを書いて、それで第4章でそれをいくつかの場面でより具体的に展開するという。3章と4章の関係はそんなイメージですよ。それで3章はどのようなことに

なるかということは、先ほども申し上げた通り、子ども委員会を踏まえてさらに詰めてまいりますけれども、例えば委員長私案の時では柱として『自分らしく生きる権利』『豊かに育つ権利』『自分の意見を持ち、参加する権利』『安心して生きる権利』と、この4つの柱立てで子どもにはこんな権利があるということを書いて、それが生活の場にどのように適用されるかということが4章になるわけでございますね。それでなかなか3章と4章がピタッとそういう風にきれいに分けられるかということ。こういう条文は4章ではなくて3章の方ではないのというような悩みもあるのですが、それは最終的に調整致しますけれども、ちょっと第4章の所から見て下さい。まず『生活の場における権利保障』ということで、1つは『家庭における権利保障』、それからもう1つは『育ち・学ぶ施設における権利保障』、3つ目は権利保障というよりも『大人たちへの支援』という項目、それから4つ目が『地域の再生』という。それから5つ目がいわゆる『国籍・民族等々による差別や不利益からの権利保障』ということで、第4章のネーミングが『生活の場における権利保障』でいいのかということはあるかと思えますけれども、一応この5つの場面でより具体的な権利というものを検討してみたと。ですからまだこんなのが足りないのではないかとかいうのがありましたら、是非出していきたいわけでありませう。それでまず『家庭における権利保障』。大事でございますね。それで最初にはこういうのをやっぱり入れたいなと思って、これもまだ議論中なのですが、『子どもは、かけがえのない存在として保護者に愛情を持って生まれ、成長していく権利を持っています』という趣旨。これをどこかに入れたい。ここがいいのか、それとも第3章の基本的な権利の所でいいのか、ちょっと悩んでいるのですけれども。このような権利保障というのは素敵だと思いませんか？私は『子どもには、乳幼児のときから愛され、かけがえのない存在として生まれる権利があります』というのを、G先生が『子どもは、かけがえのない存在として保護者に愛情を持って生まれ、成長していく権利を持っています』と。ここの解説が右に書いてあるわけですが、これはG先生、3章に移すつもりでこういう文章にしたのでしたよね。

G 委員 3章が論議していなかったもので、こういう文章だと3章の『子どもの権利』に入れた方がいいのかなということと、ワーキンググループで論議になったのは、その次のページにきつと書いてあるのだと思うのですが、『家庭の役割や親の責任をはっきりと明記する』かどうかという所が論議になったと思うのですよ。例えば他の条例でいえば『親などは子どもに対して虐待や体罰、その他不適切な養育を行ってはならない』なんていうのがあるのですよね。でもそういうことをここに書く方がいいのかどうか。委員長私案に書いてあるような権利保障の文章を入れれば、その裏側で保護者はそれを保障する責任を負ってい

るということを言っているのではないかと。だからあえて親は体罰、虐待を行ってはいけないということを、ここに書く必要があるのかどうかということが論議になったと思うのですね。あまりそういう書き方はしたくないという論議があったと思います。

委員長 そうでしたね。どうしても家庭における権利保障の時には、親の責務みたいなことを書いている条例が多いのですが、私も含めてその権利保障の所にあまり義務とか責務を書くのは、読んでいても暗くなってしまおうという気持ちがありまして、書かない方がいいのではないかと、権利があると言えばそれを守らなければならないということで、意味が通じるのではないかと思いますけどもね。どうでしょう、親の責務とかいいでしょうかね？

Q 委員 それに関わることで、僕が起草ワーキングでレポートをあげる時に、第1章でその責務という言葉飛ばしたのですが、川崎や多治見、奈良江、目黒、あとは豊島などでは総則の中で責務ということで、町とか市の責務、保護者の責務、こども施設設置者の責務、市民の責務、事業者の責務などを規定しているのですよ、1条の中で。札幌の場合は第4章の1つ目の家庭ですよ。次が育ち・学ぶ施設ですよ。そして子どもの育ちや成長に関わる大人と書いてあって、この節の中に責務を書き込むかどうかという悩みがあるのですけども、もし書き込むならまとめて総則の中に持ってきた方が読みやすくなるのですよ。そういうことも絡めながら論議した方がいいかなと思います。

委員長 そうね。他の所では総則の所に。いろんな書き方がありますがけれども、大人の役割とか、市の責務だとかね。どちらかというに関わる大人たちの責務とか責任とかってというようなことが書かれてある例が多いですね。多いから、我々は書かない。そういうわけではないのですけども、どうでしょうね。この責務を書きたがるという、他の条例の心はどう理解なさいますか？

Q 委員 例えば権利条約の第18条で『子どもの第一義的責任は父母が負っている』とやっているように、その条約の精神に照らせば。これは要は子どもに対しての条例というか、子どもを支援していく大人に対する条例でもありますから、そういう大人に対する責務を書き込むことは悪いことではないというか、意味があるのですよね。ただその書き方ですよ。さっきの虐待、体罰の禁止などは、どうかなと思ったりするのですけど。責務、役割を書き込むことに意味はあると思っております。

委員長 だから虐待はしてはいけません、体罰はしてはいけませんという形では具体的に書いてはいるのですけれども、それを越えて大人には、親にはこうこうこういう責務があります、役割がありますというようなことを書くべきか、どうかという所についての、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

K 委員 あまり起草ワーキングのメンバーばかり発言しない方がいいと思うのです

けれども。ここであえて責務という形で書き込まない方向で考えた議論になった趣旨として、趣旨の1つとして責務があるということはこれまでも言われているし、分かることを前提としてどういう支援が必要かという。だから責任があるという、どうしても責任追及的に使われてしまう、手がかりになってしまうので。そこはもうある意味で法律とか、他の形でやっていることですし、むしろ自治体としての条例というところを鮮明に出す時には、やっぱり責務がある前提でバックアップしていくということを重視しようという観点があったと思います。例えば7ページの右側の解説文素材という所の下から2段目ですかね。下線が引いてある解説の所でも『子どもの養育に関しては、保護者に第一次的な責任がある』ということを一応踏まえつつ、それを社会として、ここでは自治体がということになりますけど、自治体がバックアップしていくという観点で明記したのだという。そういう解説の所にはそこを意識して書いた方がいい部分もあるだろうとは思いますが、条文そのものには入れないという発想で議論したと思います。

委員長 大人の中にはそういう責務があるという、根本的な理解のない人が多いわけですから、この際あえて書き込んで分かっていただくという、そういうような発想だってあるのではありませんか？Lさん、どうでしょうか？

L 委員 今回のK先生のお話を聞いてよく理解が出来たのですが、私も「してはいけない」という条文ばかりが多いと非常に暗くなるというような気がします。逆も真で「こういう風にしましょう」という裏側がしっかりと読み取れるような条文の方が、受けての方としてはスッキリいくのかなと思います。この解説のラインの所にも書いていますけども、ここにいる方が当然だという認識、大人であればこうだ、親であればこうだという当然やるべきことをしたくても出来ない人、しなくてはいけないのだけどもうまくそこに持っていけない人のために何か、それが今度支援という後に載ってくる所に出てくると思うので、前段の中では今日一番最初に話のあった所にもあるように、かなりスッキリとした形で簡単に書いてあって、その後詳しくどんどん踏み込んでいくような条文になると「ああ、そうか」「ああ、そうだな」という風に落とし込んでいけるのではないかなと。それで私は今話を聞いていくと、ここをこういう風に書いた裏側にはそういう背景があるのだなということで、一応理解は出来ました。

委員長 Bさん、やはり親、保護者の第一次的な責任なんて書き始めると、どうしてもそういうような条文が浮かんでくるわけですが、やはり、そういうのはいやでしょうね。

B 委員 私も書き込まない方に1票の方で、黙っていても親の責任というのは重いわけで、多分皆さんが懸念するのは、そういうちゃんとしなない親に対してという所なのだろうけれども、この解説文素材の(1)の所に『きちんと子育てを放

棄してはいけないと保護者や家庭の責任を述べるべき』とあるのだけでも、申し訳ないけれども、残念ながらかえって子育てを放棄していただいて、H先生みたいな所で育ててもらった方が、子どもにとっては子どもの権利が守られるということもあるわけで、それを何か家族の中に押し込めるというような形ではなしに、やっぱり家族というのは重いとか、家族の一次的な責任というのはある部分感じるというか、家族というのは必然的にそういうのを負わされるので、あえてここで書いて、言葉が一人歩きして、ますます家族というものが重くなってしまふというよりは、やっぱり十分な支援があるからこそ、さっきLさんも心配していたように親御さんも十分な支援があると、お父さん、お母さんも力がついてくるということがあると思うので、先に責任を持ってこない方がいいのかなと私は思っています。

委員長 どうでしょうか、F先生。今のそういう責務、大人の責務、親の責務というものをしつつ書きたくなくなってしまう条例が他にたくさんあるのですけれども、その辺の考え方というのはどういう風に考えたらいいでしょうか？

F 委員 そうですね。私も基本的にBさんたちのお考えに賛成です。やはりこの条例で書かれていることが、そういう責務とか責任を例えば個人的に、この親が悪い、あの親が悪いという形で責め合うようなトーンを助長してしまうような条文なり、条例になってしまうということは何としても避けなければならないのではないかというのが、私の考え方ですね。大事なのは子どもの権利の保障ということがまず真ん中に据えられて、そのために親も含めていろいろな援助者がどうやって手をつなぎながら協働して、その子たちの権利保障をサポートしていくのかということが、そもそものやはり大きな精神だと思いますので、責め合う関係を助長するのではなくて支え合いながら、その結果としていろいろな責任や責務を果たせるような大人たちの力を付けていくというための条文であるべきだと思いますので、私はそういう責め合う関係を助長するような条文というのは、むしろ避けた方がいいのではないかと考えています。

委員長 ありがとうございます。そうしますと、そういう条文がないという所に我々の条例の1つの大きな特徴が出てくるのかもしれませんが、やめましょう。そういう責務を入れるのはね。

H 委員 すいません。意見が逆行するかもしれないのですが、やはりいろいろな現場で聞くと、教育現場もそうですし、ネットワーク会議の時もそうですけど、子どもの権利の反対側の義務はどうしたのだとか、どうなっているのだという意見というのがやっぱり聞かれるのですよね。そういう発想をお持ちの方というのも圧倒的にいらっしゃる中で、その部分についてはきちんと。僕はある程度きちんと教育現場であったり、福祉現場であったり、家庭であったり、行政であったりの責務というところはどこかに謳っておいた方がいいのかなと。

それがあつ種の理念なのだといふところがないと、何となく子どもの権利の反対側の義務をといふ話に持っていかれてしまうやうな気がするのですが。違ひますか？

委員長 さあ、どうでしょう。またまた本質的な問題提起でございますけれどもね。確かにそういうやうな声は跳ね返ってきそふな感じはしますよ。ただその点については多分、この解説といひますか、なぜ我々はあえて責務といふことを入れないのかといふことの、もちろんその中で相当熱っぽく語ることになるとは思ふのですけれども、そういう人たちの気持ちをおもんばかりで、条例にそういう責務条項を入れるべきであるといふところまで、我々が今考えなければならぬかといふと、そこまで迎合することはないだろうと。そんな感じがしますが、いかがなものでしょうね。

R 委員 よく分かっていない質問なのかもしれないのですが、市に義務があるといふのはあるのですか？市に責務があるといふ条文は残すのですか？

委員長 私が言っているのは、「市は支援しなければなりません」とか「市はこうしなければなりません」といふ形で、市がやらなければならないことを書くことはたくさんあるわけですが、もうちょっと何か包括的に市にはこういう義務があるだとか、大人には、保護者にはといふ形での、そういう書き方はしない方がいいのではないかといふことです。

R 委員 学校とか市とか施設といふのは境目があるやうで、意外とないですよ。それをちょっと考えたのですが、分かりました。

委員長 では、そういう方向でこれからの条文を見ていってましよう。

事務局(課長) 今の所なのですが、事務局といふか、札幌市の考え方なのですが、子どもの権利条約は、子どもの権利を保障するのはやはり大人なのですよ。大人がそれを保障してあげなければ、子どもの権利といふのは保障されないといふところがあつて。逆に言つと大人の義務条例といふか、責任条例といふか、そういうところが非常にありまして、その所はやっぱり軽くはないと思ふのですよ。大人がそこを強く認識していただかないと、やはり子どもの権利が保障されていかないといふところは確かにあるのだと思ふのです。市長も実はそのところは非常に強調されておりまして、やはり子どもの権利を保障する環境を大人が整えるといふことが、子どもの権利条例の非常に重要なところだといふことを常々実はおっしゃっておりまして。前に議会の子どもの権利条例の作る意義のところ、ずっと前にお渡しした中でも市長が子どもの権利条例を作る意義のところ、自立した社会性のある大人に子どもが育つやうな環境を、大人が保障するといふところに意義があるといふ答弁になっているのですけど。

O 副委員長 今回の課長さんのご発言で、大人といふ表現の所に実は隠された問題があつて、

子どもの権利をそれぞれの大人たちが責務を持って、これに当たるということが必要なので、その場合の大人というのは個人的な大人ということももちろんありますけれども、親も含めて子どもに直接関わっているそういう施設の専門家というのも含めて全部大人と言っているわけです。その大人たちがみんな「俺はこの範囲で責任がある、責務がある」と決めていくと、どうしてもうやむやになりがちなのが親の責務がぼんやりしているぞと。こういう風にならなくて、自分の所は十分にやれているから、やれていない親の所の責務をはっきりさせようという風に、これを表現してはならないというのが私の考え方です。つまり大人たちは子どもの権利条例の基本的精神に対して義務があるということです。つまり子どもの人権を守るために大人たちが義務を果たさなければならぬという関係になっているのですね。ですから市長さんの言っていることを的確に表現するとしたら、市がどうするかとか、家庭がどうするかということではなくて、さまざまな大人たちがそれぞれの立場で義務を果たさなければならぬということが的確な表現だと。そんな風なところをこの4章の前書きが最初の頭の部分で、どうしても必要ならばそういう表現でいいのではないかなと思っています。

委員長 そういうことだったら前文の所に入れますか。

K 委員 課長さんの趣旨は理解するのですが、その責務が環境を整備する、その責務が大人、どういう大人かという責務があるということを前提にして、では、それが条文としてどういう書き方をするかという時に、それをストレートに責務という書き方もあるけれども、そうではない書き方もあるということで、そうではない書き方をするのがいいのではないかと何人かの方が言ってくれたのだと思うのですね。例えば育ち・学ぶ施設なんかの所はまだ議論していない所なのですが、8ページを見ていただくと、2の『育ち・学ぶ施設における権利保障』という所で、真ん中の段の修正案の所を見ていただくと、1つ目です。『育ち学ぶ施設の設置・管理者は、子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むための重要な場であることを認識し、子どもの学ぶ権利や保育を受ける権利を保障し、かつ支援します』。これは認識し、保障し、支援しますという言葉を使って、表現を使いながら、育ち・学ぶ施設の設置・管理者の責務を書き込んでいるわけです。こういう形で大人の責務というか、大人がどういう関わりをするかというのを条文に書き込むことが、さっきの子どもの権利保障を中心に置いてお互いに支え合ってという理念に近い表現の仕方かなと思うのですね。元気になりながらやって、支え合えるような形の条文にしたいという意味では、責務をストレートに書くよりはちょっと違う表現にしたい。その趣旨は解説にきちっと書いておかないといけないと。

B 委員 この3章の所で子どもの権利として4種類出していて、この4種類に分けた

子どもの権利を保障していくためには、大人全体はという所で逆に具体的な場面に落とし込まないで、3章の方で子どもの権利をこれから子ども委員会の方を通して出てきたものを保障するために、大人全体がという風に持っていく角度で書く。

O 副委員長 3章に入れるのではなく、3章と4章の関係を書けばいい。

B 委員 せっかく章立てが出来ているのを崩すのかもしれないのだけでも、逆に3章の所で子どもの権利というのを具体的に詰めていきますよね。それを子どもの権利ってこういう風に具体的な4つの節に分けて説明してきたものをきちんと実行して、その権利が守られるために大人全体がというところを最後に3章の中で入れておくといいのかなと。4章の中の施設では、家庭では、大人ではというのは今書かれているほど柔らかな表現で十分よくて、どうしてもある程度大人の責務を謳うのであれば。

委員長 そうすると例えば3章で、基本的な権利が4つあるよと。最後の所に大人はそれを守る責務があるのだよということに合わせて書くというイメージですか。

B 委員 でもそうすると法律的に文章として変ですかということ、ちょっと聞いたかったです。

Q 委員 例えば目黒区がそういう書き方をしているのです。例えば10条で子どもの安心と書いていて、『子どもはあらゆる差別や暴力を受けることなく、命が守られ平和と安全な環境の下で安心して生きる権利が保障されなければなりません』というのを1項で書いていて、3項で『大人は関係機関と協力して、子どもが安心できる生活を守るようにしなければなりません』と。12条で子どもの参加とか書いているのですね。そういう書き方もあるのですよ。全国の条例の中で。

B 委員 1つ、1つについて書いていくと、この3章がダブルになっちゃうからすごいボリュームになるので、3章を全部書き込んだ後で『この3章の権利を』と持っていったらどうかと思ったのです。

Q 委員 必ずそれを保障する柔らかい書き方をするような。

H 委員 やっぱ5項は、7ページの所の虐待を行ってはならないという風な形で、書くということはやらない方がいいだろうと思うので、4章は皆さんがおっしゃっている所は基本的に僕も同じだとは思いますが、どこか別項立てできちっと責務のことについて謳っていた方がいいのではないかなと思うので、1項、1項の話に対してこういう責務があるということを明記しろということではないと思います。

委員長 もちろんそんな細かな責務を書くということを議論しているのではなくて、今言っていたのは保護者のとか、大人のとか、市のという包括的な義務という

かね。

H 委員

どこか別項立てで書かないと。

委員長

そういうような義務の書き方をしなくていいのではないかという一方の議論があるわけです。でも入れた方がいいのではないかというのがどうでしょう。

R 委員

先ほどの課長さんのお話をお聞きしていましたが、私はどちらかというとな条例の目的、『この条例はすべての子どもたちが自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう子どもの権利』を誰が保障するかという、誰に当たると思いますが。出来れば最初の方に記述しておきたいと思っています。それが札幌市の大人全体で先ほどお話がありましたように意図的に、組織的に、また間接的に関わる大人全体という捉えになるのではないかと思います。

H 委員

僕もどちらかという、札幌市の権利条例の基本的な理念なのか、目的なのか、どちらかの中でこういう形で保障していくのだということ、その責務を交えてインパクトとして盛り込んだらどうだろうと思います。

J 委員

少し離れてしまうのですが、私たちの職場の関係で先生にお話を聞いた時もやっぱり我々、それから自民党の委員などもこの条例が出来たら虐待がなくなるのかとかね。私たちも条例が出来たら、我々の子どもに関わる施策が何かよくなるのかというような、すぐ回答を求めたくなって、そういう意味で言えば例えば市の責務だとか、そういうようなことを明確にしてほしいという気持ちが最初はあったのです。でもいろいろ話を聞いたり、勉強してくる中で、やっぱり子どもの権利が守られるというのは、そこに関わる大人がどうこれを受け止めるかということですね。子どもの声をどう聞き取るか、どう思いを受け止めてあげるかということなのかなと強く思うと、改めて責務とかが書くよりも前文というか、一番最初に子どもの権利条例ってどういうものかとか、どういう風に作るのかという所で、全体的なものでやるのだというあたりを、大人がそういう姿勢ではたしていかなくてはいけない。そのことによって子どもの権利が守られていくのだというような形でいいのではないかな。その1つずつ、書かなくてもいいのではないかなと思います。

委員長

前文はいろいろ書き込めるし、私のこのつたない前文のたたきでも、『大人には子どもが持っているそういう力を認め、子どもが自立(自律)し、社会の一員となることを手助けする責任があります』という書き方で触れてはいるのですけどね。今言われたのは、大人の義務だ何だと言うよりも、どっちかという子どもに義務を教えなくてはいけないのだから、権利ばかり書くなという指摘が強いですね。だから大人、親の責務を書かなくたって。だいたい子どもの権利条例というのはそういうものです。前文でも書いて、解説でも書けばおかしなことはないと思うのですけど。これらの条例の中で、参考にした条例が6つあるのですけど、6つとも全部この責務というのが入っていますね。

Q 委員 みんな悩んでいる時に1つだけ、さっきの市民プロジェクトのもの、子どもが作った子ども案の前文を読んでいたら、一番最初が『大人が変わらなくてはダメ』『子どもがいくら子どもの権利を主張しても、大人が理解してくれなくてはダメなのです』と書いてあって、そうなんだなと思って、そこでちょっとこういう大人が議論している中で子どもの意見を聞いてみたいと思うのですが、どうですか。

委員長 大人の責務、親の責務というのを条文で書き込むか、書き込まないかで、今ちょっと議論しているのですけど。意見を聞かせて下さい。

P 委員 皆さんの話を聞いていて、全部そうだなと思うのですけど、個人的には親の責務というより、一個一個のこの項目に対しての『ここではどうしなくてはいけない』ということではなくて、ただどこかに『子どもを愛さなければならない』的な。1個1個には書く必要はないかなと思うのですけど、やっぱり親にも子どもを大事にする義務はあるのではないかなと思うので。やっぱりその義務が果たせなくて、子どもを可哀想な目に遭わせている親がいるのでどこかに書いてほしいなと思います。

O 副委員長 委員長の提案と、第4章の最初の所をきちっと残せということですね。今のどこに入れるかではなくて、それが家庭における権利保障ということで、G先生と委員長の複合させた文章。6ページの一番下の所を残しておけば、今のPさんの思いは実現するのですけど、私は子どもの方から「大人は危なっかしいからどこかに責務を書いておこう」という意見が出るのではないかと思ったのですけども。

委員長 どちらかというとなPさんの今の意見も、書いてもらったほうがいいということではないですか。1つ1つについてはないけれども、包括的な最初の段階で大人にはそういう義務があるということを書いてくれた方がいいという意見なのではないのかな。Nさん、どうですか。

N 委員 どうなのでしょう。でも書いた方が明確になっていいとは思いますが、どうなのか、分からない。

委員長 それは書いてどうなのだとわれれば、書かなくてもちゃんとする義務があるのだと。書くことによって、こういう効果があるだとか。書いたから、こんなマイナスになってしまうという話だと分かりやすいのですよね。単に書くべきか、書かざるべきかという話ではなくてね。

G 委員 さっきQさんが総則の所で、その大人の責務というか、あるいは子どもたちを取り巻く大人というか、関わる大人の責務を何らかの形で書いたらいいのではないかという発言をしていたのですけども、あとでその所をもう1回論議したらいいかなと思います。それで私は今日議会での、議会の記録を見ても大変びっくりするのですけども、権利の主体というのが発展途上国、紛争地域

に想定していると思って、こういう発言を議会の中でする、この人だけではなくてけっこうたくさんあるのだと思うのですよね。だからそれは責務を書けばこういうことが、こういう考え方が変わるかと。そうではないように思うのです。むしろ今日の子ども委員会の議事概要が出されていますけども、子どもたちがこう言っている、子どもの声を権利主体として受け止めるという、その所にかかっているのではないか。そこがどれだけ大人の中で理解が広まっていくのかという、そういう点で言えば責務をあれこれ書くよりは、むしろ子どもたちはこういう権利主体なのだ、こういう権利を持っているのだよと。そういう人間として大切にしなければならない存在なのだよということを、どれだけ条文の中に書いて、そこを広く市民の中に広げていくのかということにかかっているのではないかなと思うのですね。だから第3章の所をこれから論議するわけですけども、それを受けて、そこに関わってどういう風に子どもたちの権利をみんなで守っていくのかということを3章の最後に書くか、あるいは総則の中で表現出来るか、ここもあとでもう1回論議したらいいのかなと思います。

I 委員 書かないと実に北海道らしくて大らかだなと思いました。私はスッキリした形が好きなので、スッキリしていいかな。でも北海道らしい。例えば私たちが主任児童委員で活動していく中では書いてほしいなと。特に民生児童委員のお年寄りの方なんかそういう部分では文句が出るかなという思いが致しました。学校の方も今家庭でのいろんな教育を学校に持ち込んでくる。それは親御さんがするべき責務なのだということをおっしゃるのですよね。だから皆さん利口な方はこの言葉の裏を理解なさいますけれども、完璧にいろんな問題を抱えているご家庭の親御さんには書いてあげた方が逆に親切かなと。だけれどもこれからの子育て支援の立場から言うと、社会全体で子どもを支えていく計画だから、スッキリさわやかな方がいいのかなと、今私はちょっと悩んでおりますけれども。地域で活動する人たちにとっては書いてあげた方が助かるのではないかと思います。

委員長 分かりました。だいぶ皆さんのご意見が出ましたので、これは3章の所を議論する時にもここは継続的に、最後出来上がるまでこの責務をどうするか。入れる、入れないが決まれば、どうにでもなる条文ですので、そんな難しい中身の条文ではありませんので。入れるか、入れないかというのは、多分我々の条例の性質というか、性格というか、方向性と深く関わってくると思いますので、継続して考えてまいりましょう。今日のところ、だいたいのご意見が出ておりますので、これを参考にして今後進めていきたいと思います。どうもありがとうございました。それでこの4章の所、個別の定義ですけどれども、例えば7ページをご覧ください。家庭の権利保障というので、要するに家庭での権利保障と

いうことを、権利保障、全部主語は『市は』『札幌市は』どうするこうするということになっているわけです。それで『市は、子育てをもっと楽しく、夢のあるものにするために、子どもとともに親も育つような、子育て・子育て支援、家族支援をします』と。これが最初のたたき台だったのですが、これをGさんの文章でちょっとスリムになりまして『市は、保護者が安心して子育てができ、子どもとともに親も育つよう支援しなくてはなりません』。

H 委員 この表現の時点ですでに責務が思い切り出ているのではないですか。

委員長 そうですね。

H 委員 こういうニュアンスですっといくのであれば。

委員長 たいがい主語が『市は』になっているのは、市の責務的な条文にはなるわけです。こういう趣旨の条文ですが、この解説の所を書いてくださったKさん、コメントしていただけますか。『市は、保護者が』と『保護者が』と言い切っておりますけれども、『保護者』でいいのですか。保護者と親が並ぶということは分かりにくいかも。『親も育つよう』ではなくて『保護者も育つよう』にですね。家庭に対しては保護者でいいのですか？

Q 委員 養育者を入れるとより広いです。下の段で、7ページ下の段、『保護者等は、その養育する子どもに対して』という文がありますよね。この解説として『保護者等の「等」とは、養育に関わる人』を意味していると。過去のメールを読んでいると、起草ワーキングの中でE委員長が発言されているみたいなのですよ。ということでここは保護者等になるのかなと思います。

委員長 『子どもとともに保護者等も育つような』とは変ですね。川崎なんかは『親、または保護者』という書き方していますね。親以外のという。親または親に絡む。『子どもとともに親も育つような』という、子どもとともに育つ人を書き込もうとすると少しややこしくなる。

H 委員 単純に親を保護者にしてしまっただめなのですか。『保護者が安心して子育てができ、子どもとともに保護者も育つような』という理解ではだめなのですか。

委員長 おかしくないですか、保護者の中身をどこかで決めなくてはいけないね。

H 委員 保護者等と等が付いてしまう方が難しいというか、ややこしいような。

委員長 保護者といえば、子どもとおばあちゃんも育たなくてはいけない。おばあちゃんも育つの？大変だね。

C 委員 それは保護者の子ども観が育っていくというところがポイントなのですね。保護者も育っていったいいのです。

委員長 そうか、だからおじいちゃん、おばあちゃんでも子どもに関わる人たちの子ども観が変わるということが、ここの保護者らの育ちにもなるのである。別にだんだん大きくなっていくわけではない、育つということで、その辺分かるか

ね。確かにそうだな。親が肉体的に成長するというのではなくて。

事務局(課長) この2の所なのですけどもね、ここは2つの要素が入っているのですけども、1つは保護者が安心して子育てができるように支援しなくてはならないということなのですよ。ここは子どもの成長・発達を支える人への支援の部分の要素なのかなと思うのですよね。家族の所でも書けるのですけれども、さっき言ったように親を支援しなくちゃいけないという部分がまさにここなのかなと思うのですね。だからこれ、子どもの成長・発達を支える人への支援の所に移すのが整理なのかなと思うのですけど、川崎が実は『子どもの成長・発達を支える人への支援』という項目で、そういう章立てってないのですね。家庭の中に入っているのですけど、ただ子どもの成長・発達を支える人への支援の中には親に対する支援と、それから具体的なものでは社会組織では先生に対する支援だとか、養護施設の職員に対する支援だとか、そういうことが入っているのですよね。その所にまとめて、そこを書くという整理の仕方なのかなという感じがしたのですけどね。

委員長 これをそっちへ持って行ってしまいますと、この項目がだんだんなくなる。

事務局(課長) 他都市はその親に子どもを育てる第一次的な責任があるというのが、ほとんどの他都市の条例にはそれが入っているのですよね。だからその家庭での権利保障の所の条文の一番中心を成すものが、やっぱり親の責務というのが中心を成していると思うのですよね。それとあと、虐待は絶対許さないという決意を表明するという部分が川崎や多治見などは、その所が入っていますね。

委員長 確かにいろいろな所をまとめて配置しようと思えば、これは3章に持っていくとかいろいろできるのだけれども、家庭における権利保障というような項目を作るとすれば、そこに家庭に関することをまとめるのも分かりやすいのではないかな。だからこれは3章に入れてもいいようなものかもしれないけれども、別に4章に持ってきて家庭における権利保障の中にあえて入れてもおかしくはないし、支援の所は育ちや成長に関わる大人たちへの支援という所にももちろん入るわけですけども、それは家庭以外の育ちや成長に関わる大人たちへの支援がここだという風に割り切れればいいのですね。それは条例の法律としての美しさから見るとどうなのか分かりませんが、おかしなことではないし、素人的には分かりやすいのではないかなという感じはするのですけどもね。では配置についてはまた考えなくてはいけませんね。

G 委員 この論議は特にさっき論議したことと関わるのですけども、委員長が書いている『子育てをもっと楽しく、夢のあるものに』したいということはどういう風にここで盛り込むかということを考えているのですね。私が最初出したのは『市は、保護者が安心して子育てができ、子どもが豊かに育つよう支援しなければなりません』みたいなことを書いたのです。ワーキンググループの中

で、右側にそのC委員の意見が書いてありますけれども、親も育つというのはここに書かれているような趣旨で、文言をそこは変えたのだと思うのです。『子どもとともに親も育つ』というのは『保護者』でもいいです。『保護者が育つよう支援しなくてはなりません』という。左に書いてある委員長の書いたような思いを、やっぱり親たち、保護者にそう激励するというか、保護者がそういう風な子育てができるようにしましょうという意味でここに入れたのだと思うのですよね。だから家庭の所に入れていいのではないかなと思います。

H 委員 変えたのは経緯があるのかもしれないけど、一番最初の委員長案で全然スッキリするのですが、あえて変えたのは何か狙いがあるんだろうかどうなのかという意味でいうと、僕は見て左側の方が好きですけど。

R 委員 家庭の中で子どもの豊かな成長が保障されるというのは、市が親を保障することもあるのですが、ここの保護者の第1次的な責任というのがまったくないというのはとても違和感があるのですね。私の中では、例えば条例の中で『保護者が愛情を持って育てていく』というのはすべてだという解釈なのかもしれないのですが、愛情を持って親が子どもを育てていき、子どもの成長・発達を親が支えていくということがすべてなのかなとは思いますが、逆に考えるとこの前のフォーラムでも上田市長さんがおっしゃっていたのですが、よく親が話を聞いてくれるといってもその聞き方の質、要するに子どもの成長・発達を考えているかどうか。その子どもがどのように成長・発達していったらほしいか、自立していったらほしいかという考えをしっかり持ちながら子どもを支えているかという、そこが問題だということが実は我々の一次的責任に関わる所ではないのかと思うのですけれども、2番目空白になっているあたりがなぜなのかということをご説明いただきたいと思います。矢印が付いていて(1)親・保護者の第1次的な責任と書いて下線があるだけで、上が空白になっていて、解説は横に書いてあるのですけど。この意味がちょっと分からなくて。ここは大事だなと思うのですけども、これはどういうことなのかなというのがお聞きしたいなと思います。

事務局(係) ここは先ほど責務の所の続きになるのですけれども、ここの文言を入れるかどうかということがまだ正確に決まっていない段階で、右側に『第6回のワーキングにおいて以下の案が提示されている』という話ですね。これを入れた方がいいのではないかという議論もあつたりした段階なのですよ。それで一旦ここに『第一次的な責任』ということで入れておいただけなのです。これもまだ入れるかどうかという結論的なものは、さっきの責務の話の続きで至っていない段階で、今日を迎えているという状況なのです。

K 委員 さっきの責務の議論に重なるというか、イコールの話なので起草ワークでは、そこは第一次的な責任という表記はあえてせずに、『子どもとともに親・保護

者も育つよう支援する』という書き方にして、その解説に第一次的な養育責任があることを踏まえて、社会がバックアップしよう。バックアップすることによって条例の主眼は置くよという形に一旦は整理したのです。ですから、あえて書かないという方向では今日の段階まであって、先ほどの議論でまだそこはペンディングのままに進んでいるという理解だと思います。最終的にどうかという所はまだ結論は出ていないという。

R 委員 ありがとうございます。とても難しい問題だと思うのですが、市がバックアップするというのは、私の頭の中ではやはり親が子どもによりよいものを与えて、よりよい成長を親が支えるというのがあって、その親の姿勢とか実際に子どもにかかる経済的なものや、それからこういう子ども観的なものを市が支えるのであって。市が何を支えるかという、そのものがここに謳われてあってほしいと。そしてやはりその支援は先ほどもお話に出ていたのですけれども、子どもの成長を支える人たちへの支援の方に入れた方がスッキリくるという気持ちがありまして、子どもにとってどうか。親にとってそこまで書かれるときついというのが優先するのか、子どもにとってそこはきちっと書いてあげて方が幸せではないかというのが優先するのか、それはどっちかに傾いてはいけなくてバランスをとっていかなくてはいけないのですけれども、ここがスッポリ抜けるのはどうなのかなという気持ちが、これを読んですごく感じました。以上です。

K 委員 次回以降の議論にまたつなげていただきたいと思うのだけれども、Rさんがスッポリ抜けているという風に捉えられるという所も大事だなという、一方でそういう風に受け止められるんだなと起草で議論した側としては思いましたけれども、その『保護者が安心して子育てができ』という所の表現の中には、保護者がやっぱり子育ての責任を負っていて、その保護者が安心して安全に子育てに関われるような体制を組むという。だからスッポリ抜けてはいないつもりなのです。

B 委員 6ページの所から続いていて、6ページもさっき言った『かけがえのない存在として保護者に愛情を持って生まれ』という所が1であって、2の方で委員長案であれば『市は、子育てをもっと楽しく、夢のあるものに』という風に見てもダメですか？

R 委員 私もはっきりここでダメとか、いいとか、それはないのですが、実際毎日小さい子どもを見て過ごしていると、家庭において親が言う愛情、愛情という言葉の中にすべてが入っているなと考えられますし、ちょっとだけ私はストンと落ちなかったというのが。

H 委員 僕はB先生がおっしゃっている所で何となく納得できるのですが、『成長していく権利を持っています』という所があってつながっていくのでいいのか

なと思うのですけど、他のどこか、総則でもいいですし、どこかに謳った方がいいのはいいと思うのですけど、流れとしてはこういう流れで持っていった方が1個1個の所に責務のようなところを謳いすぎるとちょっときついなという気がします。

委員長 責務の書き方についてはこれまでも難しい議論がありますけれども、書き方としては基本的に子どもに誰かからこうされる権利があるということを言ったことによって、裏側はその人にも義務も言っているのだという。権利を中心にした書き方を心がけたということなのですよ。ですから義務はまったく考慮されていないと言われることは全然ないのですけどね。

B 委員 多分考え方として、家族という所を書きたいという思いは、私も権利を見ていると分かるのだけれども、それだけやっぱり家族にはすごく神話性があって、『家族にやってもらえば』『ああ、そうか』とやっぱりそこに落ちやすいですよ。そうした時に家族という言葉が一人歩きする時の、私はその家族の神話性みたいな怖さがあって、あえてその責務を家族の所では書かない方がいいのかなと。これだけここでも話していても、やっぱりみんなが1人ひとり家族の神話性みたいなものを持っているだけに、そこに行きたくなる気持ちも分かるのだけれど、そこをあえてブレーキをしておかないと個々のお母さん、頑張りなさいみたいな所に動いていくと怖いと思ったのですよね。

委員長 そんなところの話はなかなか難しいですな。それで次は、ここは今日で決まりではないですからね。これをまた参考にして、次を作っていくわけですから。それで次に保護者。これがこういう書き方しかできなくて、『保護者等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない』。そして『市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めます』。虐待のことにも触れたのですけどね。これもこういう書き方というか、盛り込み方はどうですかね？ここで子どもは親から虐待を受けない権利があるとかって回りくどいことも大変書きにくい。それよりはしちやいけないと。例えば『養育に第一次的責任がありますよ』というようなこととは、この『虐待を行ってはいけない』というのは意味が違って、こういう書き方はこの場合は許されるのではないかと思うのですけど、どうでしょうね。

H 委員 この基本的なコンセプトというか方向性を決めておかないと、1個1個の文言を潰していく時に右に行ったり、左に行ったりするのではないかという気がするのです。だからここも全部、そこは責務ということを前面に出さない方向で行こうという約束ができていれば、その中での文言チェックって形になると思うのですけど。それはあとで考えながら1つひとつ潰していくと、何かいろいろ錯綜しそうな気がするのですけど。いかがですか。

委員長 この場合、虐待の場合はどういう風になりますかね。

- H 委員 例え子どもは虐待や体罰から守られる権利があるとか、そういう風に。
- 委員長 そうですね、安心して生きるの中に『子どもにはあらゆる差別や暴力を受けることなく、命が守られ』というような『安心して生きる権利があります』という包括的なのが、多分子どもたちの今日の概要版を見ても、命の守られる権利が大切だと子どもたちからも出てくるように、こんな形で盛り込むのがいいのかなと。そうするとこの所ではそもそも虐待とか体罰は人権侵害なわけですから、ここは人権侵害をしてはいけないと言っている。広いことを言えば。子どもには人権侵害を受けない権利がありますなんていうまどろこしいことを言うのは、おかしなぐらい。ここまでは言ってしまっているのではないかな。保護者の一次的義務というか。
- R 委員 人権を尊重して豊かに育てるとするのは保護者の義務、当然のことなのですけどね。
- 委員長 だからあえてこんな時代だから、この言葉を書くわけですよ。
- K 委員 だからコンテクトから話すとちょっとずれているというか、感覚を持たれるかもしれないんですけど、ここはやっぱり典型的な人権侵害なので、はっきり書こうという感じなのです。ですから、全体のコンテクトとの関係でと言われてしまうとちょっと辛い所があるのですけれども、責務という以前にやっぱりダメよという、もっとはっきりダメよと書かなければいけない部分なのではないかという感じです。
- 委員長 だからダメよとこの場で書いたって、非常にそれが保護者にプレッシャーになるんだということはないよね。「ちゃんと育てろ」みたいなことを言われるとプレッシャーかもしれないけれど、「はたくな」というか「虐待するな」というのはズバリ言った方がいいような気がするな。
- Q 委員 一番最初から親の責務ということなのですが、過去の起草ワーキングの中の資料を読みながら整理していたら、第4章家庭における権利保障の1つ目が第一次的責任の裏返しみたいな書き方だったので。そして2つ目、子どもとともに親も育つというのは、いわゆる子育てから子育てへという子ども観の転換を言っていると思うのです。そして3つ目の虐待に対する救済では、これも親の第一次的責任の裏返しだとメモしている方が発言されたと思うのですが、親はそういうことを行っってはならないし、市はそのために支援をしなければならないということは、ここははっきりと謳おう。というような中身だったので、これだけは。こういうのは必要なことなので書いた方がいいと思うのですけど。
- 委員長 それにつなげて市は市の責務、これは回復に努めますというソフトな響きで。言わなければならない、しなければならない、いろいろあると思うのですが、今でも市の方ではやっておられて、さらに取り組みを。それでは家庭の保護者

の責務のところはいろいろ議論がありますけども、盛り込む条例の項目としてはこのようなものでどうでしょうか。もし他にもということがあれば適宜出していただくということはおかしいので、よろしくお願いします。育ち・学ぶ施設における権利保障。これはもう私は委員長私案を考えていたのだけでも、学校が一番のイメージとして書いたものですから、あとでぎくしゃくした文になってしまったのですが、育ち・学ぶ施設というのも先ほどの定義にありましたように、もっと広い学校とかばかりでなくて広いわけにありますけれども、最初の育ち・学ぶ施設とはここの解説で書いてくれていますね。『学校、保育園、児童養護施設などを指します』と。それをもう少し広げるのですけどね。それでここは設置・管理者。設置は例えば札幌市が設置して、管理者は校長先生になるとかね。そういう設置と管理者の違いで書き分けてありますけれども、『設置・管理者は、子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むための重要な場であることを認識し、子どもの学ぶ権利や保育を受ける権利を保障し、かつ支援します』。これは設置・管理者のそれぞれ責務をここで書いたわけがあります。それで2つ目はその設置・管理者は子どもや保護者、地域の皆さんに積極的に情報を提供し、運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた育ち・学ぶ施設づくりを進めますと。推進しますと。ということが2つ目ですね。3つ目は私がやったものを削除して、さらに「育ち学ぶ施設の設置管理者は、子どもの生活に関わる計画推進に当たっては」意見表明、参加の保障ということがここでも書くわけがあります。そして4つ目が施設内虐待、これも独立してこうやって書きます。さらにそれとの関連で『虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります』。それから次が『子ども施設での生活上、子どもに困ったことが生じた時、子どもが相談できる時間と機会が保障』。これは別に入れなくてもいいということでしたよね。『困ったことが生じた時、そういう時間と機会が保障されなければなりません』というのは別に入れなくてもいいのではないかとということがありましてね。それで次が『子どもに対する不利益な扱いをしようとする時には、必ず、その子どもから事情や意見を聴かなければなりません』という告知聴問の権利をいう、そんな内容で権利保障を考えてみたのですが、どうでしょうか、こういう施設における権利保障。だから学校などをイメージしますと、最初で学校は子どもたちが権利を学ぶことを保障し、子どもたちがそういうことを知ろうとしたら学校が支援しますということがメインですね。学校の運営に当たってもうちょっといろんな地域の人たちから意見を聴いて、開かれた学校づくりを推進しましょう。それで学校では子どもの生活に関わるいろんなことについては、生徒たちの意見を聴き、参加を保障しましょう。体罰とか、これはそのまま。それで不利益な扱いとは退学とか停学とか、そういう時には必

ず意見を聴けと。事実上今はそういうことがなされて、私はいないという風に認識しているのですけども。これは要するに学校とか施設の中での権利侵害の典型的なものをイメージしながら、条文に盛り込むことを考えるとこのような項目が頭に浮かんだのですが、どうでしょうか？

H 委員 ここに書かれている、7つになるのでしょうか？項目に関しては表現としては僕は全然納得できるというか、このままでいいと思うのですけどもう1つ何か付け加えるとすれば、広く地域、子育て、子育てへの支援を行います、のようなところで、保育の現場もそうですし、いろんな福祉現場もそうですし、教育現場もそうですけど、何かこう派手目でなくていいですから、それを別項、それは地域のところに入りますか？

K 委員 9ページの3の所に出てくるはずなのですが、ちょっと呼んでいただければと思います。その点で1点、確認なのですが、8ページの下から2番目の真ん中の枠の所は確かワークでは『育ち学ぶ施設の設置管理者』ちょっと飛ばしますけど、『子どもの意見表明や参加を推進するよう努めます』とかではなかったですか？この文脈では保障しますという表現しないと主語との関係では変ですよ。分かりました。では、保障します。

委員長 そうすると『子どもの生活に関わる計画推進に当たっては』ではなくて。

K 委員 いいえ、そこはそのまま。語尾が『参加を保障します』。

Q 委員 文言についてもう1個漏れがあるのですが、8ページ目の真ん中の2つ目。『育ち学ぶ施設の設置・管理者は、子どもや保護者、地域の市民』となっているのですが、起草ワーキングの中では『地域の市民』という言葉が『住民』に確か変えているはずなのですが。それはどうでしたか。

事務局(係) もし変えるのであれば修正しますけれども、単純に住民というだけでいいでしょうかね。育ち学ぶ施設の周りに住んでいる方という意味ですよ。住民といたらちょっと言葉的には限定はない言葉ですけども。

R 委員 地域には限らないで、札幌市の転々と集まってきて使っているので、地域や市民。地域でも使っていますね。地域の活動にも全市的な活動に使われるようであれば。地域や市民の方が。広い方がよろしいのではないのでしょうか。

委員長 周りに住んでいる人ばかりではなくて、いろいろな。

事務局(係) でもそれはまた子どもと保護者という関係で捉えられるのか。その学校なら学校で通っていらっしゃる方とその保護者、それに対して学校の周辺に住んでいらっしゃる人たちという意味で今の地域の市民という言葉が使われているのでは。

K 委員 地域の市民の方が何となく収まりがいいような。地域住民にしてしまうと住んでいる人限定のような感じがします。

R 委員 実際には地域の親や、地域の住民にも開放されていますし、札幌市の人たち

が地下鉄に乗ったり、車に乗って集まり、そこも活用していますよね。だからどこまで含めるか。

委員長 ここは施設がある地域の周りの人たちという趣旨で使っているのですよね。

K 委員 確かにそれでいいのかという投げかけがRさんからあって、広げた方がいい気になってきたのですけど。

委員長 施設の設置・管理者が情報提供する先というのは、一般的な市民ではないわけでしょ。ここに言っているのは、運営について意見を聴くというのは。

Q 委員 横の解説の所で第4回ワーキンググループ、C委員と書いてあるのですが、子どもの権利条約の52ページを見ていただければわかりますが、そこに33条のより開かれた育ち・学ぶ施設とありますよね。これを起草ワーキングのメンバーはイメージしていたのですよね。それにプラス4者協議みたいなものができればいいなという、いわゆるまちづくり上、まちづくりにつながるものがこういうイメージだと。その中では住民の方に傾いていった方がいいかなというのがあるのですけど。

B 委員 でも、学校でなくて施設まで考えるとしたら、これから多分市全体の意見で保育の何にしても、子育ての何にしても市全体を入れ込んでどうして広くした方がいいのかなと。

委員長 開かれた学校、開かれた育ち学ぶ施設づくりの対象と言えませんが周りの人だと分かるものだと思うのですけどね。

事務局(係) そうですね。この4章を最初に話をした時は、学校だとかそういった施設を育ち・学ぶ施設というイメージしてお話をしていたので、色々な方々が利用するというのは、先ほど言った育ち・学ぶ施設というのを広げた定義に基づくイメージなのかなと思うのですけども、4章の後に戻って2章をやったので、定義を広げようという話がさっき出ましたよね。定義を広げることによって、この4章と話がかみ合わなくなってしまうことが今出てきている。

R 委員 そうですね。分かりました。

事務局(係) 定義を広げるか広げないかということと、4章の関係で考えていただければ。

委員長 では、定義のこともあるので、そういうことを意識して。地域市民よりはやっぱり地域住民はポピュラーな日本語ではないですか？だからさっきのように学校などで定義が固定していれば開かれた施設づくりということで。

R 委員 学校だけなら地域でいいのですけど。

委員長 子どもや保護者の他に意見を聴かなければならないというのは、周辺の市民、住民と定義が膨らんでもやっぱりその施設の所では住民ではないかと。

R 委員 実は養護園だと例えば区を離れて、養護園の先生というのは子どもを迎えに来てくれるのですよね。放課後ね。それでまったく違う地域なののですけども、お世話になっているとか、学校でいえば地域だけでいいのですけども、ここは育

ち・学ぶ施設ということであれば保育園も地域住民だけではなくてという風に考えていきますと、本当にその地域の住民からの意見を聴くだけでいいのかなと。学校だけではない？

委員長 地域の住民だけではなくて、遠くから来てくれる方もこの子どもや保護者に入るわけでしょう。入らない遠くの人意見も聴くの？

R 委員 一般的には、地域住民にあえて限定する必要はなくて、B先生がおっしゃるように地域や市民の方がすんなりと、読む人にはすんなり来ると思います。

委員長 積極的に情報を提供して、運営に意見を聴くのだよ。それをそんなに対策を広げてしまっているのですか。それが開かれた育ち学ぶ施設づくりなのですか。ここの趣旨はまさしく私のたたきで作ったものがまずかったのだけど、そういう特殊なというか、難しい話ではないのだよ。

K 委員 難しくはないのだけど、確かに地域をイメージしやすいですけども、この都市部だから本当に市全体で議論しなければいけない。保育園などについても議論しなければいけないという場面もあるという意味では、地域住民にここで限定するのは逆にどうかと思いました。ただ全部が全部確かに市民全体で議論する前提として情報提供という、180万人、190万人全体という風にかかるかどうかは別として、そういう所もあるので、全体でやっぱり議論すべきところもあるので市民という風に広げた方がいいと思いました。

委員長 ここで言っている育ち・学ぶ施設の開かれた施設づくりというのは、例えば具体的な園施設のことを考えるのでしょ。その時に園施設の開かれた施設づくりの時に地域の人たちや、札幌市全体の市民を念頭に置いて情報提供していくようなことが想定されるわけですか。

K 委員 実態としてはAならAに関わる大人なのですよね。だから保護者に限定されない、地域住民に限定されない大人がいるのではないかという観点。

委員長 育ち学ぶ、開かれた施設づくりというのと少し違うのではないですか？確かにそういう施策の時にいろんな意見を聴いてということはもちろん分かりませけれども、開かれた施設づくり。

R 委員 例えば学校であれば地域で十分ではないかな。地域と保護者になるのではないかなというのはすごくあるのですよね。ところが例えば養護園とか、児童会館のような放課後預かる施設とかになると話は違ってくるので、限定した方がいいのであればそれはこだわらないのですけども、限定しない方が。

L 委員 学校といえば地域というのは非常に狭い範囲で限定されるのですが、札幌市内には非常にいい公共施設、子ども用の施設がたくさんありまして、青少年科学館だとか、やまびこ座・こぐま座の劇場だとか、広く市民の方に開放している施設がたくさんありますので、地域住民ならずそこを利用する方々もやっぱり子どもにとっていい施設づくりの意見を述べるチャンスはあった方がいい

いと思いますので、それを踏まえて施設の管理者は「そうか、なるほど。ここを改善すると子どもにとっていいんだな」という風に持っていけるとと思いますので、施策でも当然反映されるでしょうし、そういう意味では地域や市民という捉えの方が全体を網羅できるので分かりやすいかなと思いました。

委員長 それでいきましょう。地域や。さあ、その他お気付きは今のところいかがですか？今日は6時前に終わりますから。最後までいかなくは、次回、積み残しになりますから。

事務局(課長) 最初の育ち・学ぶ施設の定義なのですがね、先ほど2ページの所で広報が広くはやっていきますけども、例えば社会教育施設ですとか、この中にいろいろな病院だとか公園だとかいろんな施設が入っているのですが、そういう施設まで含めるとすると、例えば虐待とか体罰とかいじめとか、そういう部分ですとか、それから9ページ目の(6)の『子どもに対する不利益な扱いをしようとする時』とあっていう規定は、あまりフィットしてないですよ。この辺の規定というのはやっぱり川西の場合は、学校教育上の施設と児童福祉施設に限定しているので、こういう規定が。やっぱり今の議論でもだいたい学校だとか、保育園ですとか、それから養護施設だとか、その辺をイメージして、この条項ってできていると思うのです。それをこうやって定義をここまで広げちゃうと、それ全体にこの条文が当てはまらないのではないかなと思うのです。やっぱり虐待関係の部分だとか、社会教育施設で虐待とあってあまり考えられませんし、それから不利益な扱いとか、そういうのも当てはまらないので、どうなのでしょうかね？定義を広く拡大するというのだったら、この条文には当てはまらない所が出てくるのではないかなと思うので、定義を広くするのであれば、それに当てはまらない部分は一度見直しをしないといけないし、逆にこの条文を生かすのであれば、川崎なんかは子どもたちの施設の中でやっぱり一番重要な所が学校教育関係の施設だとか、児童福祉施設なんか一番重要なので、そこの所にある程度絞って、的を絞って条文を作っているのだと思うのです。そういう風に考えるのか、そこら辺は選択しないとダメなのですよ。

委員長 ただね、育ち・学ぶ施設を広くしても、子どもに対して不利益な扱いができるような施設と、そうでない施設があるだけのことであって、学校とかは不利益処分とかができる施設で、もっと広げてほかの、そういう所はただないというだけのことで、整理できるのではないかな。確かに川崎の場合は定義で絞っていますから、すべての条文がその定義の通りにかかってくるということで分かりやすいというか、明確と言えば明確ですからね。

事務局(課長) 例えば4項の『育ち学ぶ施設の設置管理者は、子どもの生活に関わる計画推進』というのはあまり普通は聞かない表現なのですが、これは社会教育施設における生活に関わる計画とあって、これもないという、やっぱりこれは学

校教育施設と、それから保育所だとかそういう所にしかないという捉え方になりますか、そうしますと。

委員長 だから子どもの生活に関わるといったら、子どもに関わるという。

事務局(課長) それですと施設の運営等に関わる計画とかっていう表現は、法律的には普通そんな表現をするのだと思うのですけどね。子どもの生活に関わる計画というのはあまり聞かない表現の仕方なので。

委員長 子どもの生活に関わる計画、これは考えなくてはいけないかな。

事務局(課長) 左の所で最初『子ども施設行事の計画』は、例えば修学旅行や何かの計画に子どもが加われるというのだけでは狭いから、もう少し広くしようということ、確か子どもの生活に関わる計画と言ったのだと思うのですけども、どうなのですかね。定義を広げると、そういうのは当てはまらないというのがたくさん出てくると思いますから。

K 委員 表現はまだ、確かにその整合性が十分に練られているわけではないわけではないのですけども、捉え方を変えればこの8ページの2という表題の右側の解説文素材にも書いてある通り、生活したり、学んだり、遊ぶという意味で子どもたちの生活全般に関わっていく場所だという前提を取れば、ここで生活に関わる計画推進の中にいろいろな施設の利用ということも入ってくるという捉え方もできるので、生活という言葉がイメージするものとぴったりフィットするかどうかは、ちょっとまた議論しなければいけないのかもしれないけど、遊んだり学んだりという、施設の利用に関わってというのも生活に関わる計画として捉えれば広げたとしても、そんなに問題はない気がしました。

委員長 利用に関わるとかすればより分かるけど、生活に関わっているというとなんだか響きが確かに否めませんね。定義と中身についてもう少しワーキングで詰めましょう。この間の議論の所とずれて来るというのは確かにありますので、今日の議論を踏まえまして。

事務局(課長) 検討委員の皆さんはどうなのでしょうね。先程言いました2つのやり方があると思うのですけど。定義を広げて一般的な規定の仕方にするのか、それとも定義をある程度絞って、そこが重要なとこだからそこに絞ってやるという、そういう方針でいった方がいいというのか、どうなのでしょうね。

委員長 定義を広くするという事は、権利保障の場面が広いという。定義をしぼめればその範囲だけで、そこから漏れるといたって保障がなくなるわけではないのですけども、一般的な権利保障があるわけですから。

事務局(課長) 実は法律論、こういう法律の作り方、ちょっと行政の方に相談してみないと分からないですけど、例えば全部で10あるとしたら5ぐらいが当てはまらないような条文を書けるのかなと、それは少し疑問に思っているのですけど。具体的に言えば、虐待や何かというのは、例えば図書館で虐待だとか、体育館で虐

待だとか、青少年科学館で虐待というのはないわけですよ。それから病院で虐待だとか、公園で虐待だとかというのは普通ないですから、そうするとそういう所って定義を広げてしまいますと、虐待の規定が当てはまる所というのはやっぱり学校施設関係の所と、それから保育所関係の所とそういう所だけですよ。そういう所なのに全部を広げた規定を書くことができるのかなというのは、少し疑問には思いますけどね。

委員長 だいたい学校とか保育所が多く占めるのだ。

Q 委員 例えば虐待に関してはある、ないではなくて、やってはいけないなのですよ。どこであってもやってはいけないのですよ。そう考えるなら別に定義が広くても問題はないですよ。それは大丈夫ですよ。

事務局(課長) こちらの方は法律論なので、こちらの方でもう1回、次回までに調べてきますので。それから思ったのですけども、虐待に関しては家庭の所と、育ち・学ぶ施設の所で両方絶対にいけませんよと書いてあるのですけれども、他都市を見るといじめについて条文も出ているのですよね。やっぱり人権侵害など大きいものというのは、虐待のというよりいじめではないかなと思うのですよね。川西市で子どもバージョンを作ったのは、要するにいじめを撲滅しようというのが一番大きな目的ですから、そのいじめの所というのは抜けてもいいんですかね。

R 委員 中間答申をまとめる時にだいぶこだわったのですけども、いじめについては川崎がかなり詳しく書いておりまして、いじめた子もいじめられた子もそれに対応して先に進めるようにということで書いてあるのです。例えばそれは先ほど杉本課長さんがおっしゃられたのですけども、学校とかそういう機関という所に限定されているかもしれないのですけれども、このように青少年科学館とかにグループで行った場合のいじめについてはちょっと分からないのですけども、いじめについては実際に子どもから一番出ていた問題なので何らかの形で書いていただいて、できればいじめられた子はもちろんいじめは絶対悪いですし、いじめた子にもそれ相応の責任があるということではないですが、なぜ子どもたちの中にいじめが発生するかというあたりは、いじめた子への対応を含めて書いていただければ嬉しいと思うのです。是非いじめについては、もしないのであれば書いていただきたいと思うのです。

K 委員 はっきり書き込む大切さは同意見ですけども、確かに趣旨としてはそこも厳密に十分議論されていない所なので課題だなと思っていましたけど、まず3章の所でそのいじめられない権利があるということを書き込むことを想定していたはずで、この整理されている表で見ると6ページの4の安心して生きるの(2)の所で『誰であっても、いじめ・虐待・体罰・暴力・搾取など、子どもの権利を侵害してはなりません』という、そこを書き込んだ上で4章の所では

確かにまとめてしまっているのがどうかというのは議論になるのかもしれませんが、9ページの、権利保障に移動しているのですか。最終的にどこに入ったかという、上から2段目の所に『育ち学ぶ施設の設置・管理者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図る』という形で、周りの、特に施設の設置・管理者の取り組み課題というか、取り組む責務という形で書いたのですよね。

R 委員 子どもに保障されるものとしてではなくて、学び育つ施設の設置管理者の義務ですか。

K 委員 いいえ、子どもの権利としては3章に書いて、そしてやっぱりいじめが起きる場面というのが、育ち学ぶ施設で起きるだろうということを想定して、この4章の方では育ち学ぶ施設の設置・管理者がこういう風にしますという書き方にしているのですよね。

R 委員 例えば子どもに接している職員がいじめが起こらないように十分配慮していくとか、万一いじめが起こった場合には子どもにどのような対処をするということが、現実的には子どもへの保障になると思うのですが、それはないかなという気がしたのですけども。

K 委員 それが9ページの上から2段目の所に、確かに短い言葉で読み取るのが難しいのかもしれないと思うのですが、『相談、救済、防止などのため』という所で、ここも育ち学ぶ施設が広がったことでどうかと。さっきの議論にもかかるかもしれないのですけども、やっぱりここでは主に学校施設の設置・管理者という想定で、起草グループで、相談や救済、防止などのために関係機関、関係者と連携を図って進めるよということを、ある意味具体的に書き込んだつもりだったと思います。

R 委員 設置者、管理者は職員にいじめが起こらないような研修を行うとか、そういった支援もあると思うのですね。実際に子どもに接する職員が子どもたちの中にいじめが起こらないように配慮していくとか、またはそのための虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために管理者が関係機関や関係者というのは、何を想定されているのかとか、これはきっと子どもが読む条文ですよね。もう少し子どもが具体的に自分が何をしてもらえるか、またはいじめというのはどういうものなのか。例えば起きてしまうので仕方がないものだというものではないと思うのですね。そのあたりがメッセージというか、子どもに伝わる条文の方がいいなという気がします。

Q 委員 R委員の意見をまとめるものかどうかは分かりませんが、川崎市の場合は第23条で虐待及び体罰は禁止等という1つの条文を作っているのですよ。第24条でさらにいじめの防止等という条文を作っていて、そこで第6項までけっこう具体的に書いていますね。そういう条文を札幌市もほしいと。

R 委員 子どもが読んで分かると思うのです。いじめに関しては子どもから出ている問題なので、子どもが読んで分かる方がいいなど。

委員長 確かに虐待、体罰、いじめという、合わせてしまっていてという所もあるので。いじめの問題についてどういう形で条文化、どういう位置にするか、我々の宿題というか課題にさせていただきます。その他どうですか？

A 委員 起草ワーキングの時に、私が欠席した時に話し合われたのかもしれないのですが、今の9ページの(5)の所で『子ども施設での生活上、子どもに困ったことが生じた時、子どもが相談できる時間と機会が保障されなければなりません』というのがカットされたという風に今、E委員長がおっしゃったのですが、その方の説明と、あとこれは子どもにとってはけっこう大事な場所だと思うのですよね。今日いただいた市民プロジェクトの提案の中にも、学校に先生ではなくて、親でもなくて、相談できる人がいてほしいという声が出されているのですが、そういう意味でもこの文章は残してほしいなと私は思っているのです。

K 委員 きちっと議論をここもできていない気がするのですがけれども、私の認識では8ページの(3)は削除になったのだけれども、この(5)が消すという議論はしていない。だから今も残っていると。

委員長 私がはっきりそのように言ってしまったからね。生きています、皆さん。さっき課長が言ったように育ち学ぶ施設の定義の問題と、ちょっと悩ましいね。ワーキングで考えましょう。広げれば良いというものでもない。さて、ちょうど6時なので、あとは大人たちへの支援ということで、これはもう一言で言うに関わっている学校の先生とか保育所の方たちに元気になっていただくという温かいメッセージと思って、特に(2)の『市および育ち学ぶ施設の設置・管理者は、職員が、子どもの権利について学習・研修し、子どもの権利条約の理念の実践のために自主的な活動ができるように援助します』という、これは売りなのですかね。要するに学校の先生だったら、学校の先生がそういう子どもの権利条約を実践しようとしている時には、校長先生は「がんばれ」と言ってもらわないと困る、端的に言うとそのような意味合いを込めた、これは多治見にありますよね。これは大変いいのではないかと思います。これだけは入れたいと起草ワーキングでは思っているのですがけれども、この辺のご意見はいかがかなということと、あと地域とか、最後の差別、不利益からの権利保障、これはなかなか議論を始めると、特に差別、不利益のマイノリティーの問題というのは難しいものがある。今日、やり切ることは不可能でございます。全体でなかなか議論できる場所がないのですが、4月の22と29に全体会を予定しているわけですが、今日は時間がいづれにしてもないのでできないのですが、

事務局(課長) 昨年の10月、11月ぐらいに、中間答申をまとめる直前に、あの時には部会長会議と言っていたのですけども、ある程度参加できる方には皆さん参加していただいて、ワーキングの議論を致しましたですね。これからのワーキングが4月1日、8日、17日と3回入れているのですけれども、委員長、もしまた中間答申直前のような形で、少し広げて皆さん参加できる方には参加していただいて、とはいかないでしょうか。

委員長 その間にワーキングもしながら、さらに検討委員会を別にしてというのは大変難しいので、今のご提案にありました起草ワーキングの4月1、8、17と3つ入れている、これは拡大会議というか、検討委員会の拡大ワーキングみたいな形で、ご出席できる方には是非していただきたい。そこで今日の続きも一緒に行って、この間に別にさらにというのはほとんど難しいので、拡大会議にしたいと思いますので、なかなか日程が厳しくてすみませんけれども皆さん、1日、8日、17日、ご出席可能な方は来ていただき、ご意見をお持ちで出席できない方はメールとか、等々でご意見を寄せて下さい。

事務局(課長) 場所等の関係がありますので、出席できる形では事務局の方に事前に連絡をしていただきたいのですが。

委員長 大会議室というのは何人可能ですか。

事務局(係) やり方にもよりますが15人ぐらい。

委員長 3階は、いい所だそうですね。会場はなかなか別な所というのも大変でしょうから、そこで人数が多くなったら暑苦しいかもしれませんが熱っぽい議論ができるかもしれません。出席できるか、できないかのご連絡はお願い致します。

Q 委員 終わりが見えていると言いたいところだけど、5月23日、今から一応日程が決まっているのは検討委員会は4月22日と4月29日、5月27日の3回ですね。5月27日は本当に最終答申をあげなくてはならないのですが、そのために4月22日と4月29日で最終素案を作るのですね。

委員長 そので議論したものを、今度さらに確定稿としてできるだけ具体的な形にしなくてはいけない。

Q 委員 1月に予定を組んだ時にこの検討委員会でミニパブリックコメントをするということだったのですよね。そのミニパブリックコメントの議論が全然されなくて1カ月ぐらい失念しているのですけど、そろそろ何かしなくてはいけないかなと思っていたのです。ただやるなら5月中だと思うのですよね。1カ月ぐらい。

委員長 そんな話もありましたね。日程的にどうでしょうね。

事務局(課長) 途中経過はホームページ等で随時情報提供しているのですね。ある程度まとまったものができて、それから今やっている子どもの権利ニュースなどを活用

しながらという形になるのではないかと思うのですね。

委員長 やることができればそれに越したことはないのでしょうけど、難しいかもしれませぬね。

C 委員 A案かC案かという話をした時に、一応この検討委員会としての決定稿をミニパブリックコメントのようにしていくということでしたよね。それで一応決まったのだから、それをなんとか実現したいなと。

委員長 29日にきちんとしたものができていたら可能かもしれないけど。

C 委員 1カ月というのが確かパブリックコメントでは必要という話をしていたと思うのですが、1カ月は無理にしても少し短くしてでもやりませんか。

事務局(課長) それはどういう形でされようとお考えなのですか。

K 委員 いや、今のはどういう形かはまさにここで議論した方がいいと思うのですが、フルの中間答申のような形で文章を書き込むには時間が足りないなという感覚を今の時点で感じるのですが、少なくとも今の条文案と解説文という形である程度条文の内容と趣旨という所を書き込もうとしていますよね。それをせめて表のような形にして、完全な文章ではないかもしれないですけど、こういう条文案で、それはこういう趣旨だよというところを確定原稿にしたものをミニパブにかけるということはギリギリ大丈夫かなというか、そういう感じがするのですが。

事務局(課長) ミニパブというのはどういうことを考えたのですか。

Q 委員 僕が1月の時に意見を言わせていただいたのですが、ミニパブという言葉を使っちゃうからパブリックコメントというイメージが出てくるのだけれど。いわゆる意見交換みたいなイメージがあったのです。フォーラムで、例えば委員長から全区ではフォーラムはできないと言われてはいますが、できるだけ多くの人から意見をもらいたいということで、今度屯珍館でやられるような感じのものを、5月中にも2回か3回ぐらいやれば、多くの人から意見をいただいて、それを基に揉んで5月27日に最終稿を決定できればいいのではないかなと思っているのですが、そうすると日程が厳しいでしょうか。

事務局(課長) でも今日の段階でも全体のスケルトンがまだ出来ていないですよ。これに、相当時間がかかる感じがするのですよね。これだけ臨時の会議を毎週のように入れても、今、1章から7章までやっていますけども、これで終わりということではないですよ。もう1回も2回も行わないと、形として出来ないと思うのですよね。そうすると5月いっぱい本当にそれで出来るかどうかという段階だと思うのですよね。だからその段階でやるとすれば、例えば不完全な段階だけれども、これから屯珍館みたいな意見交換会をまだ不完全な段階だけれども、市民の皆さんに見てもらって少し意見をいただくとか、そんな形でしょうか。とても今の段階で完全版が出来て、それのご意見を聴くというようなスケジュー

ールはどう見ても、今の段階ではちょっと想定できないのですよね。

委員長 　だから5月27日の前にパブリックコメントが出来ていて、それに基づいて最終案が議論されてまとまるのが一番いいわけですよね。やるとすればね。

事務局(係) 　今ちょっと考えているのはパブリックコメントというか、今の検討委員会の資料というのは委員長私案とかも入っていて、ホームページとかでは公開できている状態ではないのですけれども、この後4月22日に出す段階では起草資料ということで、最終答申書の原案の元になるようなものを作っていく予定です。そういうものが出来たら22日の分からというのはどんどんホームページで公開して行って、その都度意見募集していくというような形になるというのが1つと、それから権利ニュースという子ども向けのニュースの中で、今A4、1枚ものだけで一般向けというより、むしろ子ども向けに作っているのですけれども、子ども向けの例えば裏側とかそういったものを利用して、スケルトン第1章何々、その中身というものはこういうものだよ、第2章何々、中身というものはこういうものだよということを提示して行って、それは4月の真ん中の号でもいいだろうし、5月の連休明けの号とかでもいいと思うのですが、そういったもので提示して行って、その中で意見があれば、どうぞ申し込んで下さいというのはこれから考えて当然やっていかなければならないと。そのミニパブコメという形の期間を特定するものではなくて随時意見を募集していくという形で、当然受け付けていくべきですよね。それからホームページとかでも意見募集コーナーみたいのは設けていくと。そういったような形で市民意見の反映というものはだいたいできないものなのではないでしょうかね。もちろん時間的、時間的に余裕が出てくれば、その屯珍館みたいな企画というのは5月に入ってから土日を使ってなりやってもいいと思うのですが、それはまたこの日程の都合というか、そういうものもございますので、今後検討していけばよろしいのかなと思うのですが。

委員長 　こればかりは現実的に考えざるを得ません。それでなかなか、議論すればするほどまた議論も難しくなってしまうので、独立したパブリックコメントというのはちょっと難しいかもしれないので、今おっしゃったような、意見募集、これを並行してやりながら、最終案に盛り込むということでやっていく以外ないのではないですかね。これが広い意味でいえばパブリックコメントの1つの在り方、緊急事態の時にはそれに相応しいやり方を取っていかないとならないでしょう。ですから出来上がって、部分的にでも公開できるものは先に公開して、第1章、1章がいいかどうかはわかりませんが、私でしたらやはり、5、6、7の専門委員会、救済委員会のあたりのところはそれなりにまとまりが早いと思うので、そういう所から先に出して意見を聴くということにしませんか。完成させて、それなりのものを作って、それをいわゆるパブリックコメントに

かけるというのは、ちょっと何かしんどいですね。どうでしょうか？それでもこれだけ、500件ぐらいは来るわけなのでしょ。こうやって打てば響くように来るわけですから、ありがたい話ですよ。これも広い意味でのパブリックコメントですよ。

事務局(係) 樹形図とパートという感じで？

委員長 まあまあそうですね。全体の骨格構造と今対峙しているのはこの部分というのね。そんなイメージですよ。それで逐次意見を募集すると。これでまいりましょう、皆さん。期間が短いというのは宿命でございますからね、我々の。その中で最大限いいものということをやっているわけですから、そういうことできましょう。とにかくそれが早くできるように、22、29で形を作らなければいけません。

事務局(係) すいません、一応4月16日の屯珍館の時に中間答申の報告と、今考えている最終答申書へ向けてのいただきたいのイメージというのは提示せざるを得ないと思っているのですよね。その時にA4・1枚ものになるのか、A3・1枚ものになるかわからないのですが、章構成といただきたいのイメージ、肉が書いてあるようなものをどういう形になるか、これから作ろうと思っているのですが、その検討委員会の議論が今日ちょっと全部いっていないので、起草ワーキング段階のものをある程度使いつつ、これからまた議論がいろいろ出てくると思うので、そういったものを使いながら4月16日の時に、今1回目提示が出来ると思うのです。そういったものを使いながら、屯珍館の時には直接市民の方の意見も聞けますし、そういったものをホームページで出しながら、また意見もお伺いできるのかなと思っていますので、とりあえず4月は、そういった形で進めていくということで。

委員長 そうすると16日の前に2回拡大ワーキングがあるわけですね。ですからそこで今日の続きをやって具体的なものに致しましょう。もう少しです、皆さん。頑張りましょう。そういうことで今日のところは2時からずっとやっていただきまして、ありがとうございます。4時間になりますので、今日はここで切り上げたいと思います。

事務局(課長) 委員長、次回の委員会ですけども、22と29は2時からこちらの方の研修室ということで、よろしいですか？時間が決まっていなかったのですが。

委員長 どうでしょうね、皆さん。今日も2時なのですけども、早くできれば早くスタートさせて。そっちの方がいいかなとも思うのですが。高校生の皆さんは土曜日の例えば1時とかというのでは、具合が悪いのでしたか。模試は仕方がないね、そちらの方が大事だな。22日は可能？、1時からにしましょうか。1時からにして、そうすれば少しでも時間が取れますし、そして3人が模試でないとなると3章の話ということは、29日じゃなくて22日の方がいいのかな、

やっぱり。

事務局(係) 子ども委員会の結果を29日で発表してもらおうと思っていたのです。模試で来られなくなってしまうと、発表された3人がなくなってしまうから。

委員長 30日も模試なの？

D 委員 2日続けて。

委員長 そうすると29、30でないとする。日曜日だと早く終わるの、模試。

D 委員 終わるのが、早いというか29日の夜に勉強したいわけで、30日の15時とかであれば模試は終わっているの。

委員長 模試が終わってからの30日、日曜日の3時頃だったら可能であるという。それで模擬試験も終わったしと。どうですか、皆さん、この第3章のところの議論で3人にやっぱり出ていかなければいけません。29日というのも突然入れただけで、最初皆さんの承諾を受けていなかったのですが、3人の予定を考えて、今度30日、日曜日の3時、一応どうでしょうか？まさか模試の前にやるというわけにはいきませんよね、これね。いい？模擬試験は分かるの？

N 委員 多分午前中で終わるだろうと。

委員長 3時ぐらいだったらいい？

D 委員 少し遅れていいのなら、頑張って早く来ます。

委員長 ちゃんと試験を受けて、ですよ。こちらのためにあれすることはないと思うけどね。そうすると我々は先にやっていますか、30日に。きっと別な所の議論があるから。君たちが模試が終わって、さっぱりした顔で来るのをお待ちしていますよ。29日はやらない。それを30日。そして時間は1時からにしましょう。そして模試が終わった君たちを待つということで、先に議論していますから。別な所を。1時。もう一度いきますよ。22日、30日、いずれも1時からということで、22日はWESTでオーケーですね。30日はまだ未定ということでいいでしょうか。そういうことでよろしくお願い致します。以上のところで今日のところは終わっていきますけど、このたびは春の人事異動がございまして、スタッフがいろいろお代わりになると聞きましたので、ちょっと。

事務局(部長) 4月1日付の異動でこのたび教育委員会に行くことになりました。合わせて担当の係長は清田区の方へ異動することになりましたので一言お礼を申し上げます。本当に委員の皆さん方には1年間、まだまだ続くわけですが、本当にお仕事、それから勉強にお忙しいなか本当に立派な中間答申書を作成していただきました。特に検討委員会は4月からスタート致しましたが、この中で部会設置、あるいは懇談会とかフォーラムの開催で、相当数の委員の方が精力的に取り組んで下さいまして、大変ハードなスケジュールですが、なんとか順調に来ているところでございます。現在起草ワーキングそして子ども委員会がそれぞれ活動しておりますけれども、今日の会議にあり

ましたようにこれからさらにハードになるなど。そんな時期に私どもも異動してまいりますけれど、是非私ども職場が変わっても、私はまた教育委員会なので、また子ども未来局とやはりきっちり連携を取りながら、札幌の子どもたちにとっていい条例になるように、子どもの権利を正しく理解してもらおうと。そんな取り組みをさらにしていきたいと思います。これからもお世話になりますけれども、本当に1年間ありがとうございました。

事務局(係長) 16年4月に私この仕事につきまして、そして子どもの権利条約を条例に作っていく、そのプロセスをどういう風に立てたらいいだろうといろいろ試行錯誤しながら、そして先進都市の進め方、そして限られた時間の中でどう組み立てていくか、こういった大きなテーマを与えられまして、そしてどうやらこうやら形を作りながら、川崎に負けないようなものを作っていきたいと。1つ考えたのが意見表明権、参加。大人の会議の中に子どもを参加させる、これが子どもの権利条例づくりの先進的な取り組みでないかなと思ってやらせていただきました。そして4月、実際に取り組みを始めまして、今部長が段々ご説明していただきましたけれども、そしていろんな忙しいことがありますけれども、当時の取り組みの中でここまで来たんだなというのが、私のこの2年間の携わった実感です。条例を作るのは、確かに大切なことだと思います。それと並行して普段の生活の中にどうやったらそれが生かされて、そんなのもう当たり前だよと、何今さらと言われるようなものになっていってほしいなど。そのためには机上の論議ばかりではなくて、現場でいろいろやっている皆さん1人ひとりの中に根付いていく、そういったものがほしいなど。そういう風に思っております。4月からは清田区役所の方で住民票の担当の方になります。またいろんな面でお世話になったり、また時間があれば今度は傍聴席の方に来てみたいなどと思います。本当に長い間、ありがとうございました。

委員長 長い間、皆さん、ありがとうございました。今日のところはこれで終わります。